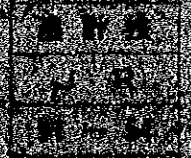


南木原村総合開発基礎調査報告書

平成4年3月

南木原村建設事務所



南米農村総合開発基礎調査報告書

JICA LIBRARY



1099807(8)

24128

平成4年3月

国際協力事業団



序 文

近年の農業分野の技術協力においては、農業生産基盤の改善のみならず、地域住民の生活向上全般に配慮した地域総合開発の必要性が求められています。

今般、この様な観点を踏まえ、農村総合開発についての検討を行うことを目的とし、また南米のパラグアイ及びチリを調査対象国として、平成4年2月19日から3月6日までの17日間にわたり、国際協力事業団農林水産計画調査部山下巖調査役を団長とした『南米農村総合開発基礎調査団』を派遣しました。

本報告書はこの2カ国の調査結果を取りまとめたものであり、今後この分野の協力を携わる関係者の参考となれば幸いです。

終わりに、本調査に当たりご協力頂いたパラグアイ及びチリの政府関係機関、現地日本大使館、日本人専門家、外務省、農林水産省並びに文部省の関係各位に深く謝意を表します。

平成4年3月

国際協力事業団
農林水産計画調査部
部長 佐川俊男

パラグアイ



写真1 ピラール農牧省普及局。



写真2 ニェンブク県庁。



写真3 パラグアイ農牧省。



写真4 イスラウムブーでの現地調査。(ピラール南部地区)



写真5 アロジョオンドの農民達の作った排水路。(ピラール南部地区)



写真6 リウオウラ地区。

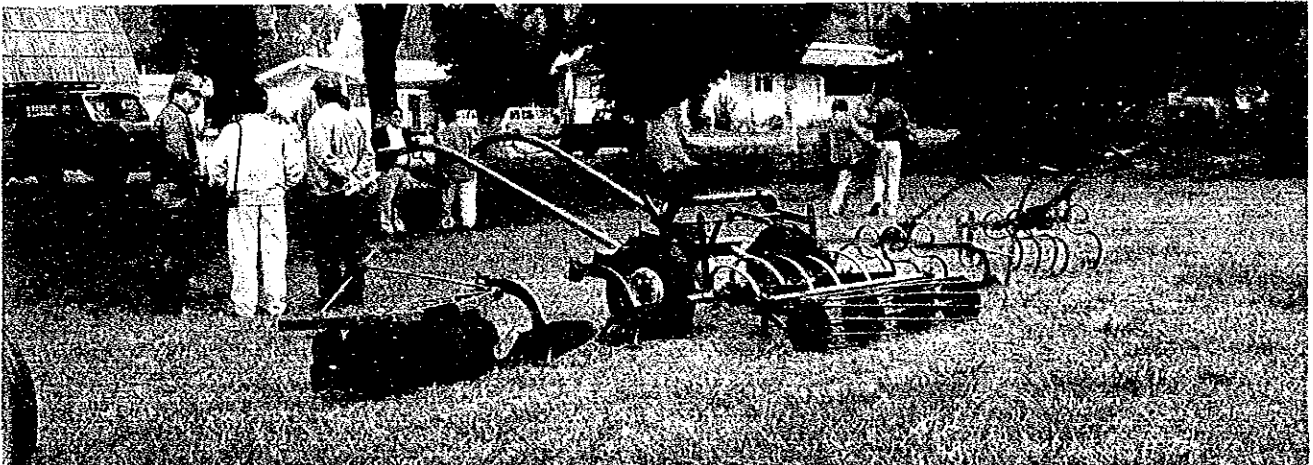


写真7 INIA キラマブ農業試験場。

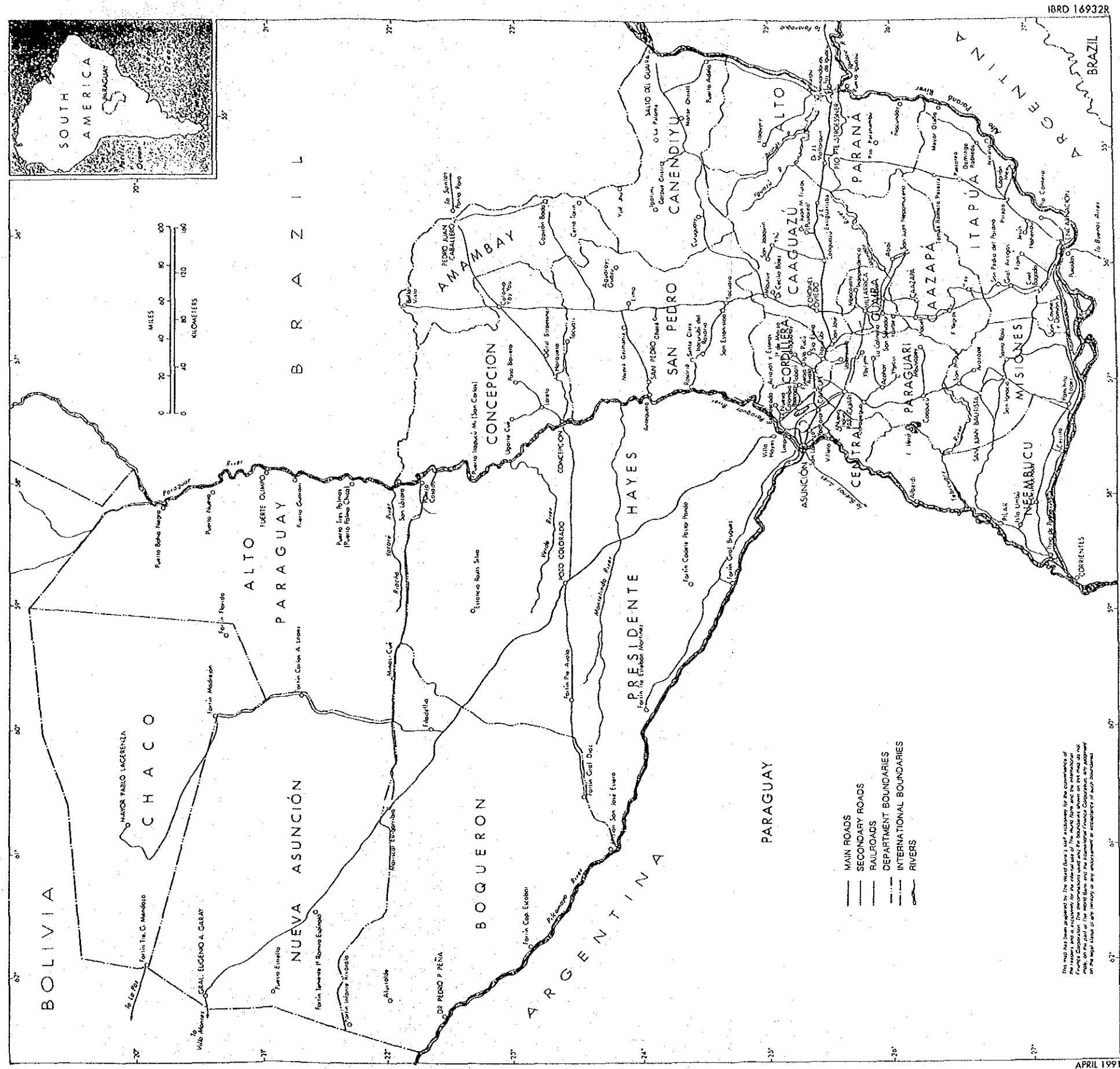


写真8 チリ農業省での会議。



写真9 調査風景。

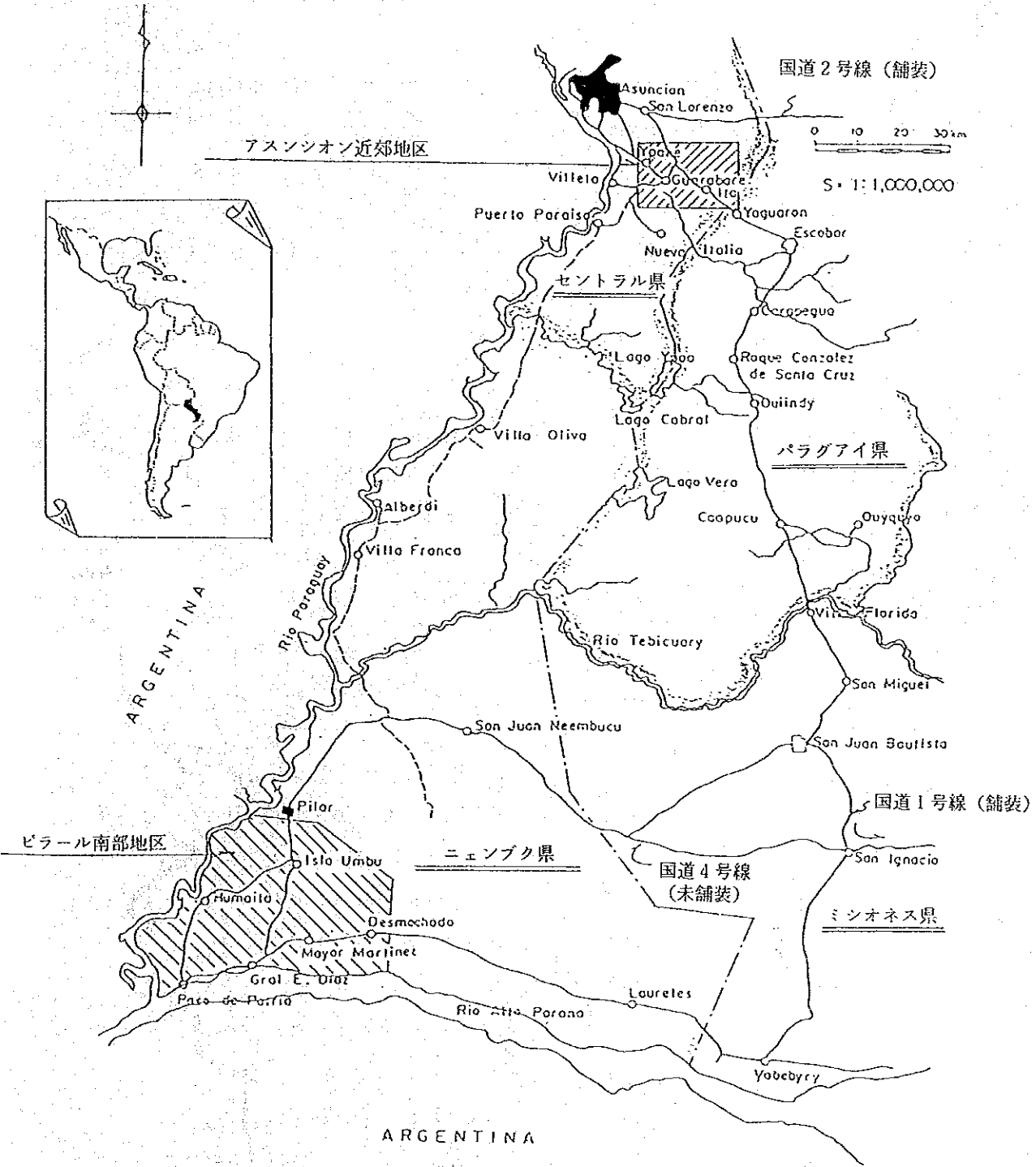
地図一 1 パラグアイ国全土



This map has been prepared by The World Bank staff exclusively for the convenience of the reader and is not intended for the use of any other party. The map shows the international boundaries of Paraguay as of the date of the latest available information. The World Bank does not assume any responsibility for any inaccuracies or omissions of such boundaries.

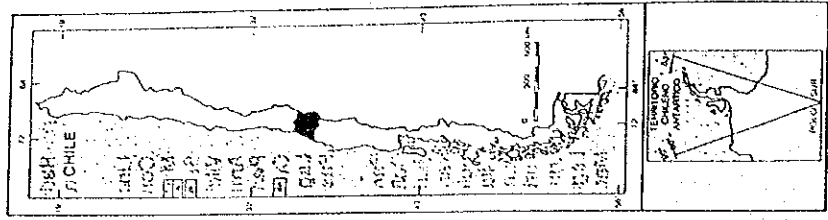
地図一 2 パラグアイ国調査対象地域

一般平面図

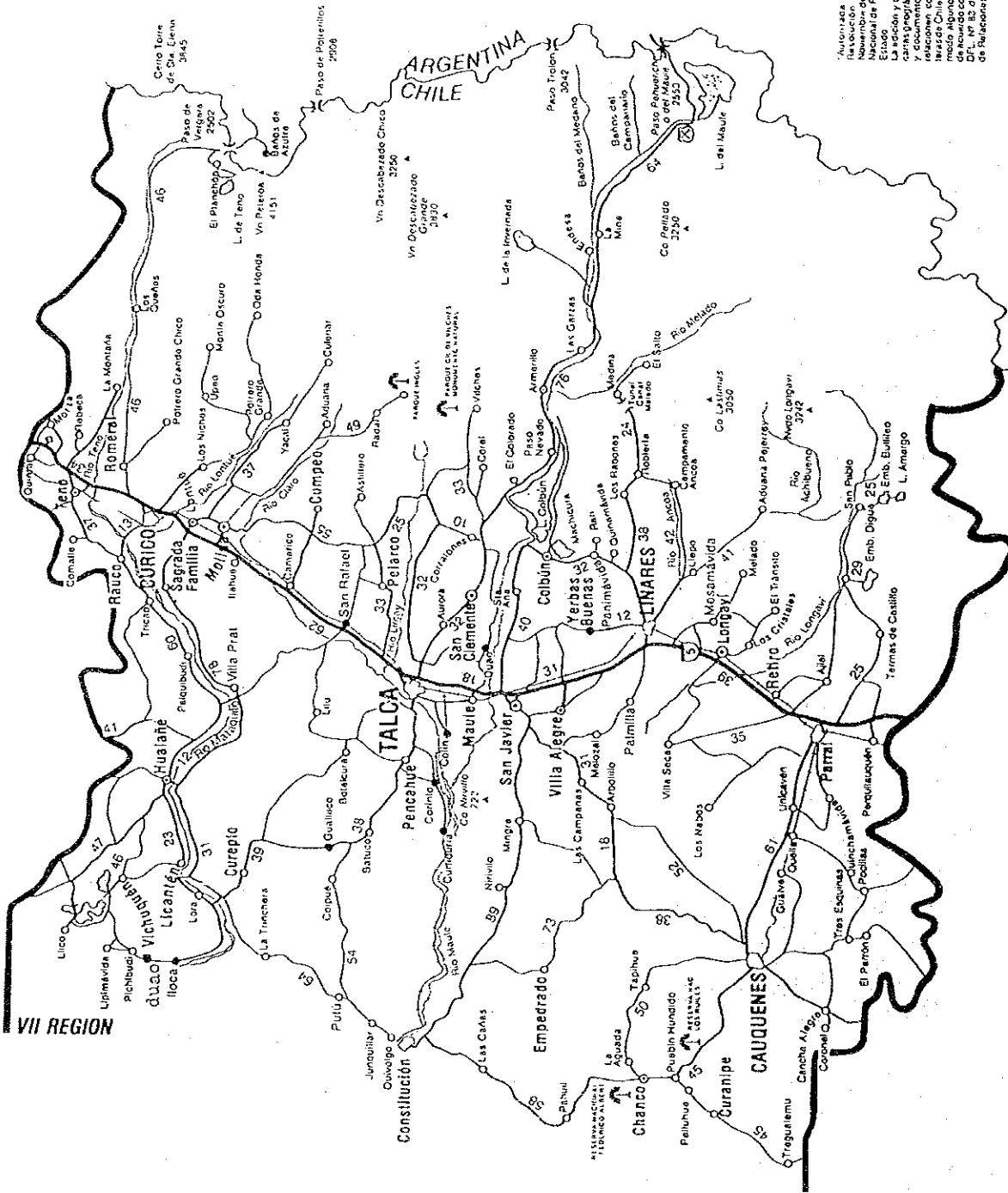


Leyenda

- CARRETERA PANAMERICANA
- CAMINO PAVIMENTADO
- CAMINO RIPO
- RIOS



Autonoma su circunscripción, por Decreto del Poder Ejecutivo, el 26 de Noviembre de 1991 en la Carta Nacional de Fronteras y Límites del Estado. La redacción y publicación de mapas, planos, croquis, impresos y documentos, en sus relaciones con los límites y fronteras de Chile, no comprenden en materia alguna, al Estado de Chile, ni a sus autoridades, en virtud del D.F.L. N° 33 de 1979 del Ministerio de Relaciones Exteriores.



地図一三 チリ国タルカ市周辺

目 次

序 文
写 真
位 置 図

1 調査団派遣

1-1	調査団派遣の経緯	(松田)	1
1-2	調査団構成		1
1-3	調査日程		2
1-4	主要面談者リスト		4
1-5	調査結果の概要及び総合所見	(山下)	8

2 パラグアイ

2-1	農業の概要	(前田)	12
2-1-1	農業一般		12
2-1-2	農産物の流通・輸出入		13
	(1) 農産物の流通・輸出入		13
	(2) 農村における農産物の流通・加工		15
2-1-3	農業関係行政・研究機関		16
	(1) 普及組織(技術普及)の現状		16
	(2) 農業金融機関の現状		16
2-2	農地改革の歴史と現状	(豊田)	19
2-2-1	農地改革の歴史		19
2-2-2	1991年農牧業センサスの分析		28
2-3	農村の概要		37
2-3-1	セントラル県イタ地区		37
	(1) セントラル県イタ地区の概要	(今井)	37
	(2) 小農の現状	(豊田)	39
2-3-2	ニェンブク県ピラール南部地区		43
	(1) ニェンブク県ピラール南部地区の概要	(今井)	43
	(2) 小農の現状	(豊田)	47
2-4	農村開発の概要	(栗林)	56
2-4-1	農村開発(地域開発・小農振興)に係る政策		56

2-4-2	農村開発（地域開発・小農振興）に係る政府機関	57
2-4-3	農村開発（地域開発・小農振興）に係る具体的施策、実施機関	58
2-4-4	他の援助機関による農村開発協力	59
2-5	技術協力の可能性	61
2-5-1	農村開発分野への協力の意義（栗林）	61
	(1) 協力を行うことの妥当性	61
	(2) 協力を実施する場合の留意事項	61
2-5-2	農村開発の方向	61
	(1) 農村開発の考察（ニエンブク県ピラール南部）（豊田）	61
	(2) 農業開発における問題点（前田）	63
	(3) 農村整備事業（ニエンブク県ピラール南部）（今井）	64
	(4) 生活環境施設	67
パラグアイ	参考データ	
	DISTRITO COMPANIA 位置図（今井）	71
	計画区域標高区分図	73
	主要道路位置図	75
	計画排水路想定位置図	77
	新聞記事	79
3	チリ	
3-1	農業の概要（前田）	81
3-1-1	農業一般	81
3-1-2	農業分野の開発計画	85
3-1-3	農業関係行政機関	86
3-1-4	普及組織・農業金融機関の現状	88
3-2	農地改革と農村社会（豊田）	89
3-2-1	農地改革の歴史	89
3-2-2	農地改革の現状と農業構造	91
3-2-3	集約果樹農業の発展と中小農	94
3-3	農村の概要	108
3-3-1	第8州チジャン市周辺サンミゲル地区マユデルモ集落	108
	(1) マユデルモ集落の概要（今井）	108
	(2) 小農の現状（豊田）	109
3-3-2	第8州チジャン市西方リウオウラ地区	110
	(1) リウオウラ地区の概要（今井）	110

(2) 小農の現状	(豊田)	110
3-3-3 第7州タルカ市近郊ペンカウエ地区		111
(1) ペンカウエかんがい事業	(今井)	111
(2) 小農の現状	(豊田)	112
3-4 農村開発への考察		114
3-4-1 農業	(前田)	114
3-4-2 農村開発と小農振興	(豊田)	114
(1) 社会的公正の実現		114
(2) 条件不利地域での小農振興課題		116
3-4-3 かんがい事業	(今井)	116
付属資料集目次		
パラグアイ編		119
チリ編		127

1 調査団派遣

1-1 調査団派遣の経緯

近年、農業・農村開発において均衡のとれた地域総合開発の必要性が求められている。具体的には、女性を含む地域住民が開発計画の初期の段階から参加し、生産基盤の改善、栽培技術の改良から各種農民組織、流通・加工に至るまでの総合的な農業・農村開発を特定分野に偏ることなく、バランスのとれた調和的、かつ持続的な方法で計画するものである。

零細農民が安定的な自営農に移行するためには、かんがい施設等のハード面における基盤インフラ整備に合わせ、栽培技術面の向上やマーケティングの多角化等、ソフト面での改善・改良を合わせ行うことが必要である。

本基礎調査は従来、特定分野のハード面に偏りがちだった農業・農村開発の協力を農民の組合・組織、WID、住民参加、環境配慮等、ソフト面での手法をどのように持ち込むことが可能であり、かつできるだけローカルコスト負担を少なくして持続可能な開発を可能とする協力形態となるか等を現地におけるニーズと問題点を明らかにし基礎的検討を行うこととした。本調査では南米地域を対象とし、この地域にあって、小農振興を重要施策として、農村開発プロジェクトを重視するパラグアイと、貧困農村の開発を新政権の重要課題としているチリの二カ国において実施された。

1-2 調査団構成

山下 巖	団長／総括	国際協力事業団農林水産計画調査部調査役
栗林 晃	協力政策	外務省経済協力局技術協力課外務事務官
前田隆司	農業	農林水産省九州農政局生産流通部野菜課流通指導官
今井 伸	農村開発	農林水産省経済局国際部国際企画課国際専門官
豊田 隆	農村社会	筑波大学農林学系助教授
松田 明	業務調整	国際協力事業団農林水産計画調査部農林水産技術課

1-3 調査日程

月 日	曜	宿 泊 地	調 査 内 容
2月19日	水		19:00 成田発 (RG-837)
2月20日	木	ASUNCION	13:00 ASUNCION着 (RG-904) 14:30 日程打ち合わせ
2月21日	金	ASUNCION	7:30 JICA事務所打ち合わせ 10:00 日本大使館表敬 12:00 ASUNCION中央市場見学 15:00 農牧省会議
2月22日	土	ESTE	7:30 ASUNCION近郊農村調査 (農牧省ITA 普及局、PIEDRA地区) 14:30 ESTE市に移動 19:00 JICAパラグアイ総合農業試験場訪問 20:00 深見農場大豆不耕起栽培視察
2月23日	日	ASUNCION	15:00 ASUNCIONに向け移動 20:00 JICA専門家、JOCV隊員と意見交換
2月24日	月	ASUNCION	8:30 PILARに向け飛行機で移動するが雨の為着陸 出来ず引き返す。 14:30 資料整理
2月25日	火	PILAR	6:45 PILARに向け飛行機で移動 9:00 NEEMBUCU県庁表敬、会議 11:00 PILAR普及所にて打ち合わせ 14:00 COSTA POI地区現地調査
2月26日	水	ASUNCION	8:00 ISLA UMBU地区現地調査 11:00 ARROYO HONDO川調査 14:00 ASUNCIONに向け移動 21:00 ASUNCION着
2月27日	木	ASUNCION	9:30 現地レポート作成 19:00 日本大使館報告

2月28日	金	SANTIAGO	8:00	JICA事務所報告
			9:00	農牧省会議
			13:55	チリに向け出国 (AR-211)
			19:30	SANTIAGO着 (PL-696)
			21:00	日程打ち合わせ
2月29日	土	CHILLON	14:00	CHILLONに移動
			21:00	視察日程打ち合わせ
3月1日	日	TALCA	9:00	INIA QUILAMAPU農業試験場視察
			11:30	SAINT MIGUEL地区調査
			15:30	RIUORA地区調査
			17:00	TALCAに移動
			22:00	視察日程打ち合わせ
3月2日	月	SANTIAGO	9:00	農業省 TALCA支局
			10:00	PENCAUEかんがい水路調査
			12:00	PRODASA果物、野菜加工工場視察
			12:30	INASA果物、野菜加工工場視察
			13:30	MIGUEL TORRES WINE工場視察
			16:00	SANTIAGOに移動
3月3日	火	SANTIAGO	10:00	農業省表敬
			11:15	JICA事務所表敬打ち合せ
			12:15	日本大使館打ち合せ
3月4日	水	LOS ANGELES	9:55	SANTIAGO発 (LA-168)
			18:15	LOS ANGELES着
3月5日	木	機内泊	13:30	LOS ANGELES発 (NH-005)
3月6日	金		18:00	成田着

1-4 主要面談者リスト

パラグアイ

氏 名	役 職
RAUL TORRES SEGOVIA	MINISTRO, MINISTERIO DE AGRICULTURA Y GANADERIA (MAG) 農牧大臣
ROANLO E. DIETZE	DIRECTOR, GABINETE TECNICO MAG 農牧省、技術官房局長
EDGAR LUIS FUNES	ASESOR TECNICO, GABINETE TECNICO MAG 農牧省、技術官房局長
SEBASTIAN RIOS M.	GABINETE TECNICO MAG 農牧省、技術官房局長
JOSE GREGORIO BALMaceda F.	SUB SECRETARIA DE ESTADO DE RECURSOS NATURALES Y MEDIO AMBIENTE, DIRECTION DE MEDIO AMBIENTE MAG 農牧省、天然資源・環境局
OSCAR FERREIO	ORDENAMIENTO AMBIENTAL MAG
ANIBAL SERVIN	ORDENAMIENTO AMBIENTAL MAG
GUILLARMO ROLON	DIRECTION PARQUES NACIONALES VIDE SILVESTRE MAG 農牧省、国立公園・野生動物部
ALEJANDRA ROYADENCIA	DIRECTION PARQUES NACIONALES VIDE SILVESTRE MAG 農牧省、国立公園・野生動物部
DR. HIDEO ALBERT OKA OBARA	DIRECTOR, PROGRAMA DE DESARROLLO GANADERO MAG 農牧省、畜産次官
GRECIA ARIAS GRAL	SERVICIO DE EXTENSION AGRICOLA Y GANADERO (SEAG) 農牧省、技術普及所
NELLY ALVARENGA	SEAG 農牧省、技術普及所
RAMON M. RAMIREZ	INSTITUTO DE BIENESTAR Y RURAL (IBR) 農村福祉院
ENRIQUE FRANCO	SEAG 農牧省、技術普及所
JOSE CARLOS GALEANO	COORDINADOR, SEAG, NEEMBUCU-MISIONES 農牧省、技術普及所 コーディネーター
ANGELA GALEANO DE FRUTOS	SUPERVISOR, SEAG, NEEMBUCU 農牧省、技術普及所 スーパーバイザー
FAUSTINO SALCEDO	SECRETARIO ADMINISTRATIVO, SEAG, PILAR 農牧省、技術普及所
ATILIO BENITEZ	SEAG, PILAR 農牧省、技術普及所
NILDA TORRES	EDUCADORA DE HOGAR, SEAG, PILAR 農牧省、技術普及所

注：MINISTERIO DE AGRICULTURA Y GANADERIA --- MAG 農牧省

SERVICIO DE EXTENSION AGRICOLA Y GANADERO --- SEAG 農牧省技術普及所

SILVIA DE GALEANO	SECRETARIO, SEAG, PILAR 農牧省、技術普及所
FERNANDO FRUTOS	AGENTE JEFE, SEAG, ISRA UMBU 農牧省、技術普及所 主任普及員
VINCENTE FERRER AYALA	SEAG, ISRA UMBU 農牧省、技術普及所
DINA VELAZCO	EDUCADORA DE HOGAR, SEAG, DESMOCHADOS 農牧省、技術普及所
RAMON A. MEZA	SEAG, DESMOCHADOS 農牧省、技術普及所
JUANA ESPINOLA	AGENTE JEFE, SEAG, GUAL DIAL 農牧省、技術普及所 主任普及員
WILFRIDO JAQUET	SEAG, MAYOR MARTINEZ 農牧省、技術普及所
GREGORIO MENCIA	SEAG, PILAR 農牧省、技術普及所
MARIO SEVEN GONZALES	SEAG, HUMAITA 農牧省、技術普及所
NERY ESPINOLA	SEAG, VILLALUIN 農牧省、技術普及所
DR.SILVIO GONZALES	JEFE DE FOVA, SENACSA, NEEMBUCU
LUCIO BAEZ	AGENTE JEFE, SEAG, ITA 農牧省、技術普及所
FABIO INSFRAN RUIZ DIAZ	DELEGADO DE GOBLERNO XII DPTO. NEEMBUCU 県知事
CALIXTO MORELORTEGA	COMANDANTE BATOLLON FRONTERA NO.1 国境警備隊長
VICTOR ENCIA S.	CERTERIOLEVTO 神父
DR. MARCELO CHIRINGHELLI	REGIONOL NEEMBUCU DE LA A.R.P. 県会議員
MARCELO ISUI	REGIONOL NEEMBUCU DE LA A.R.P. 県会議員
RAINONDO INSFRAN	REGIONOL NEEMBUCU DE LA A.R.P. 県会議員
MARTIRES VAZQUEZ RIVEROS	PORTOROL SOCIAL NEEMBUCU
DR.CARLOSE TORRES	
LUIS HASCITEL	BANCO NATIONAL DE FOMENTO. PILAR 国立勸業銀行
NILDA BRULL DE SALCEDO	COODENE LTDA 農協
SILVIO MARTINO PEREZ	COODENE LTDA 農協
MARIO PEREIRA	COODENE LTDA 農協
MAURICIO ACOSTA	JEFE PREOSA RADIO PILAR ラジオ局
GUIDO MANUEL ENCINA	RADIO PILAR ラジオ局
DR.VICTOR M. DUARTE	DIRECTOR M.S.P.Y.BS 社会福祉保健省
CARLOS QUINONEZ	MINISTRO DE OBRAS PUBLICAS Y COMUNICACIONES 通信公共事業省
RICARDO LARROBLA	F.A.O. 食糧農業機構

末永昌介	農牧省 JICA専門家 シニアアドバイザー
吾郷秀雄	農牧省 JICA専門家 農業開発計画
弘田澄夫	農牧省 JICA専門家 作物統計調査
小林進介	農牧省 JICA専門家 飼料分析
小島進	パラグアイ農業総合試験場 場長
池水国寿	パラグアイ農業総合試験場 試験研究企画
杉目直行	パラグアイ農業総合試験場 JICA専門家 野菜
小野木静雄	パラグアイ農業総合試験場 JICA専門家 病害虫防除
藤田勇	パラグアイ農業総合試験場 JICA専門家 土壌
大村智子	農業省普及局 JOCV隊員 野菜 CORONEL OVIEDO
首藤裕子	農業省普及局 JOCV隊員 家政 CORONEL OVIEDO
濱石美喜子	農業省普及局 JOCV隊員 家政 PILAR
小倉寿枝	農業省普及局 JOCV隊員 野菜 PILAR
前野和利	農業省普及局 JOCV隊員 獣医師 PILAR
丸山俊二	在パラグアイ大使
白川光徳	在パラグアイ大使館参事官
宮川弘	在パラグアイ大使館書記官
柳田カオル	在パラグアイ大使館
細川秀夫	JICAパラグアイ事務所所長
清水嘉一郎	JICAパラグアイ事務所業務第二課長
鹿野正雄	JICAパラグアイ事務所
飯原善太郎	JICAパラグアイ事務所
山本謙治	JICAパラグアイ事務所
深見明伸	拓殖ジョポイラ農産業牧畜共同組合長
リベン マゼレヘル	COSTA DE PREDRA 農家

チ リ

JUAN AGUSTIN FIGUEROA	MINISTRO, MINISTERIO DE AGRICULTURA (MDA) 農業大臣
MAXIMILIANO COX I. NAZI	SUBSECRETARIA EJECUTIVO, MDA 農業省次官代行
ALFREDO APEY GUZMAN	SECRETARIO EJECUTIVO, COMISION INTERMINISTRIOD DE DESARROLLO RURAL, MDA 農業開発委員会委員長代行
HUGO PATRICIO GREZ M.	INGRNIERO AGRONOMO DIVISION ESTUDIAS Y PRESUPUESTO, MDA 農業省技師
ISSAC MALDONADO IBARRA	INGENIERO AGRONOMO M.S. DIRECTOR ESTACION EXPERIMENTAL QUILAMAP, INIA MDA キマラブ農業試験場長
OSCAR BRAVO LATORRE	SECRETARIO REGIONAL MINISTERIAL DE AGRICULTURA, MDA 農業省タルカ農政局長
ORZLANDO MORALES SALAS	MDA, TALCA 農村開発委員会タルカ支局
EDMUNDO VARAS	MDA, TALCA 農業省タルカ支局
ARTURO CASTRO SALGADE	GOBERNODOR PROV. DE CURICO クリコ県知事
DARIO MORALES SALAS	GERENTE PRODUCCION, PRODASA プロダサ野菜果物加工工場 生産部長
GERMAN GRAN B.	GERENTE PLANTAS, PRODASA プロダサ野菜果物加工工場長
GUILLERMO LEYTON CASTRO	JEFE PLANTA JUGO, INASA イナサ ジュース加工工場部長
FRANCISCO SOLER C.	ING. AGRONOMO DIRECTOR, SOLER ソーラー野菜果物加工工場 農業部長
JOAN CAMPAS DELSAMS	GERENTE GENERAL, MIGUEL TORRES WINE ミゲル・トーレス ワイン工場支配人
大平正三	在チリ大使館書記官
岩波和俊	JICAチリ事務所所長
河合恒二	JICAチリ事務所次長
鈴木一正	JICAチリ事務所
三友則雄	JICAチリ事務所

注: MINISTERIO DE AGRICULTURA --- MDA 農業省

1-5 調査結果の概要及び総合所見

A パラグアイ

現在のパラグアイの新政権は民主化政策の下、小農民対策を重点政策のひとつと位置付け、"すべての農民に土地を"のスローガンの下、農牧省始め関係機関は真剣に本問題にとり組み始めていることがうかがえる。

しかしながら旧来保守勢力の厚い壁に農地改革は実効に乏しく、一方民主化の風の流れの変化に目覚めた小農等の一部は未利用地への侵入、伐開・耕作を行うなど不穏な動きを示す等、政府は農地改革の実効を求められている状況にあるといえる。

またすでに土地を有するがパ国での20ヘクタール以下と規定される小農・零細農にとっても現在のパ国農業をとりまく環境は厳しく、加えて周辺大国のブラジル、アルゼンチン等の経済低迷の影響もあって不振である。

かかる背景の下、政府は小農対策・小農振興の実効をあげるべく各種施策の立案・検討を行っているが、予算の不足とも相まって農民への指導・普及体制は構築しても有効な活動を伴わない等、政策と実体との間にはかい離した現象がみられる。

このため日本を始めとする先進各国、国際機関等に小農の自立安定を図るべく援助を要請しており、すでに独G T Z、世銀、B I D (米州開発銀行)等、それぞれに小農対策プロジェクトが各地において進行中ともなっている。

日本に対してプロ技協として要請のあったアスンシオン近郊の蔬菜園芸を主とする小農対策と、同国南部エンブク県の小農対策は緊急、かつ重要度において同国南部が優先するとパ側から本ミッションに説明があった。

国内的には地方農村内失業者、離農者が職を求めて首都アスンシオン及び近郊区域に増加、滞留の兆しがあり、先方はメキシコシティやサンパウロの例をあげつつ、都市部と農村部の均衡ある発展が必要と認識しつつある。

したがってアスンシオン近郊小農対策はさらに地方から首都圏への人口流入を招く因にもなりかねないと当局は危惧しており、かつアスンシオン近郊周辺域は都市拡大化の裾を広げつつあるところ、当初日本側に要請あったプライオリティに変化を来たしたものとなった。

一方、エンブク県はパラグアイ河、パラナ河の両大河の合流地点に位置し、両大河をはさんでアルゼンチンに面している。

同地方の農村部余剰人口は伝統的に、対岸アルゼンチンに農業労働者として職を求め自由に往き来していたが近年のア国経済の低迷に伴い、パ側農村内に潜在失業者としてプールされてきている。

加えて、1983年の両河大洪水によってエンブク県は大きな被害を受け、本洪水を契機とした農地の水没や、道路の切断、排水系統の故障、変化など、同洪水以来、適切な回復、復旧がなされないまま同地方は後遺症が深刻な状態となって今や小農等への生活全般に大きな影響を

及ぼしている。

地形的に低湿地を多く抱え元来アクセスが悪かったこととも相まって同地方はパ国内においても、住民の自立的風潮が高く、このため自主的な排水委員会を始め各種農民組織の結成活動が他地域より強いと判断せられる。

同地方における農地は適切な排水改良を伴わないまま、現在では約半分が利用不能地となつて、小農、零細農民をさらに圧迫している状況にあるが、パ国は同地方への排水改良を始めとする小農振興に有効な技術・手段・資金に不足し、かつ小農に対する技術指導、普及、教育等も体制は不十分である。

しかしながら同地方に対する中央政府の重要度の認識は、近年1995年実施予定の MERCOSUR (南米共同市場—ブラジル・アルゼンチン・ウルグアイ・パラグアイの4カ国により域内非関税となる。)の観点からも再見直し作業が始まっており、対岸アルゼンチンと同地方の伝統的な関係及び立地条件の有効性等からパ国は同地方の MERCOSUR をにらんだ農牧振興を計りたいとしている。

そのため、ニェンブク県内に小農振興に重点を置いたモデル的な農村建設が日本の技術協力援助により実施され、有効な実をあげられればその成果は同様な背景・類似条件を有するパラグアイ河、パラナ河沿いの同国南部国境ラインのL字状地域全域に及びうる可能性のあるものであると農牧大臣自ら直接本ミッションに説明があった。

パ国における小農対策は急務であり、また先方が要請するニェンブク県の農村再開発についても相応の背景、理由及びその必要性が認められるところ本調査団としては、日本側関係機関によるコンセンサスが得られれば早期に農村総合開発プロジェクトとしてのさらなる調査を行うことが望ましいと考える。

なお、本調査団はパ側の本件要請に至った背景、ニーズ、熱意等についてはおおむね把握しえたが次の調査が行われる場合には、パラグアイ側の主体性に配慮しつつ留意すべき事項等は以下のとおりと考えられる。

(1) 住民参加とプロジェクト実施体制のあり方。

(現有各種農民組合及び委員会の調整、再編を含む)

(2) 排水改良と自然環境保護との調和。

(3) 公共事業通信省 (MOPC) 所管にかかる同地方一帯の道路計画及び本プロジェクトへの協力関係、内容。

(4) 農村福祉院 (IBR) 所管にかかる同地方の土地権利関係の実態。

(5) 上記(1)(2)を含むパ側のプロジェクト実施体制としての横断的プロジェクト支援体制の確認。

(6) 農用地利用体系の改善及び市場・流通。

(7) 小農の生活改善のための組織化と女性の参加。

(8) パ国派遣の各種専門家、JOCV、及び CETAPAL（パラグアイ農業総合試験場）との連携、強調。

(9) 上記を踏まえた持続的農業のあり方。

(10) 専門家の居住環境及び治安状況。

B チ リ

1990年3月に成立した現エイルウイン政権により、チリは軍事政権から16年ぶりに民主政権となり、持続的な経済発展と社会的公正を基本政策としている。

チリは人口が約1,300万人と国内市場の狭隘から、貿易と資本の完全自由化をテコに一次産品を主とする輸出に力を入れており、農業セクターの輸出に占めるシェアは1970年代の10%以下の水準から1980年代、20%台、近年の1990年代は30%台と急速に成長しつつある分野となっている。

農業セクターに占める就業人口は20%弱であるが、近年アグロインダストリー関連の投資が外資、内資ともに活発で、同国中央平原部を中心に、北半球の冬期の需要に的を絞った生食用果物と野菜類を輸出の主体としつつ最近では、各種フルーツ及び野菜類のペーストやジュース等、加工、半加工した製品輸出が顕著である。

サンチアゴ南部を中心とする同国中央部の地中海性気候区域帯は冬期の乾燥と、夏期の雨期に区分され年間降水量は300ミリ～1,200ミリ、月平均気温7～21℃で天水またはかんがいにより農業が営まれている。

アンデス山脈に流れを発する大小河川により中央平原はかんがいの便益を受けており、豊かな農業地帯を形成しているが、かんがいの受益者は大農場主や農産企業が多く、小農、零細農は、中央平原東側のアンデス山麓地帯や、西側海岸山脈の乾燥、半乾燥地域に追いやられているケースが多くまた、立地条件上かんがいの導入は容易ではなく小麦、ポロト豆等の伝統的な作物を栽培しているため、生活水準は極めて低く、道路、電気、水道等の基本インフラも未整備なところが多い。

本調査団は農村総合開発の調査地としてタルカを中心とする第7州及び、チジャンを中心とする第8州につき基礎調査を行ったが、同地方における基本的な問題点として、小農業者にも裨益する適正・効率的なかんがいシステムの欠除あるいは欠陥、自給自足的な域を脱け出せない粗放的農地利用と栽培技術の遅れ、さらに生産物の収穫後の流通・販売等、小農をとりまく環境には種々の改善すべき点が多い。

一方、大農及び企業的農家はかんがいや基本インフラにも恵まれた立地と進んだ技術により、近代的な集約化された農業経営を小農とはその対極において大規模に展開しており、両者の格差は広がる一方であると見られる。

前軍事政権時代には輸出振興とスケール・メリットの観点から大農及び企業的農家の育成・

保護を優先した結果、健全な小農の育成・振興等の対策はなおざりにされてきた経緯がある。よって社会的公正を掲げる現政権としては、このひずみに是正は必要なことと理解、認識しているも、効果的な対処方策を有していないやに見受けられる。

チリにおける5ヘクタール以下の小農はチリ全国で約40万人と見積もられており、うち今回調査地の第7州が8万人、第8州が12万人とこの2州で約半分を占めている地帯となっている。

これら土地なし農民を含む小農、零細農は、大農場の農業労働者であったものや、借地農の他、元は中小地主であったものが、遺産相続過程において農地を細分化してきたことにより小農・零細農となった者も多く、土地制度や社会的慣習に起因するところも大きいと思われる。

結果として、前軍事政権時代は組合活動や集会の禁止あるいは抑制により、小農・零細農はその後のチリ経済発展の中でもとり残されてしまった存在といえる。

したがって、チリにおける小農対策としては地下水開発を含む効果的な小農対策型のかんがい開発及び住民参加に基づく各種農民グループ、農協組織等の育成・振興等が急務と考えられる。しかしながら一部の小農・零細農の農地は元来農業不適地の山間に拓いたところもあり、海岸山脈地等においてはこのためエロージョンも相当進行しており、場所によっては定着安定化よりも離農移住を自然環境保護ともあわせ計画することも必要となろう。

現在、チリの経済パフォーマンスは南米諸国の中では優れており農業関連投資も活発なことから小農・零細農も地域によっては大農場、農産企業等に農業関連労働従事者として吸収、再編されていくことも中長期的には予想せられる。

また、現政権が軍事政権から本格民主政権へのいわばつなぎ政権として1994年3月までの残り2年の期間の政権でもあることから、同国における農村開発に対する協力には、何が有効な協力たりうるのか同国農業政策の推移・変化をも見極めつつ引き続き調査・研究の要あるものと思われる。

2 パラグアイ

2-1 農業の概要

2-1-1 農業一般

パラグアイは南アメリカ大陸の中位（南緯17.6度 -27.5度、西経54.8度 -63.5度）に位置する国土面積約407平方キロメートル、人口約417万人を擁する内陸国である。

パラグアイにおける農牧林業の地位は高く、しかもその生産は増大している。国内総生産（PIB）における農牧業部門の推移を図2-1に示す。

図2-1 農牧林業国内総生産の推移

（単位：百万ガラニー）

	1970	1975	1980	1987	1988
農業	47,455	69,505	99,297	121,635	141,950
牧畜	32,432	45,962	53,785	62,134	63,812
林業	9,594	12,301	18,424	22,087	23,523
狩猟及び漁業	315	389	1,019	1,165	1,200
部門別PIB	89,837	128,175	172,525	207,021	230,845
(%)	(30.4)	(30.8)	(25.2)	(25.9)	(27.2)
総合PIB	295,319	416,451	684,686	799,382	848,744
(%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

出展：パラグアイ中央銀行（BCP）

1970年 国内総生産のうち農牧林業部門の占める割合は30.4%であり、1975年には30.8%を占めている。1980年には25.2%へと若干減少したものの、1987年及び1988年には25.9%、27.2%と持ち直している。農業生産は全体的には増加傾向にあるものの、他産業との相対的地位は低下している。

パラグアイにおける主要農産物は大豆、綿花、トウモロコシ、サトウキビ、小麦、マンジョカ、ポロト豆、たばこ等種類が多い。

これらは東部地域全体にわたって栽培されているが、概してサトウキビはグアイラ県とその周辺地域、大豆及び小麦はパラナ河沿岸部に多い。そのうち大豆及び綿花は輸出用として、他の農産物は国内市場向けまたは自家消費用としての生産が主体となっている。

小麦の生産は国内需要をほぼ満たしており、現在政府は輸入依存度の比較的高い（推定で約2割）野菜及び果物の国内生産の増大を奨励している。

一方、畜産は牛が主体であり、1991年の農業センサス（速報）によると、牛745万頭、豚99万頭となっている。

パラグアイ国家開発計画における最重要部門である農業部門の政策としては、以下の6項目が掲げられている。

- (1) 輸出及び輸入農産物と輸入生産資材に対する関税政策
- (2) 国内及び海岸市場向け農産物の流通改善政策
- (3) 国立勸業銀行、農業金融公社、農村福祉院等政府機関に対する融資政策
- (4) 農業・畜産・農産加工分野への技術的支援
- (5) 入植及び地権の取得促進等の土地所有化政策
- (6) 農村総合開発及び地域振興を目的とする国際協力事業へのローカルコストの割当等

これらの政策の実施により農牧林業部門の成長率（年）を10%以上、国内総生産における占有率を26%以上に設定するとともに、就業人口の44.5%を農村部において吸収させる方針とされている。

2-1-2 農産物の流通・輸出入

(1) 農産物の流通・輸出入

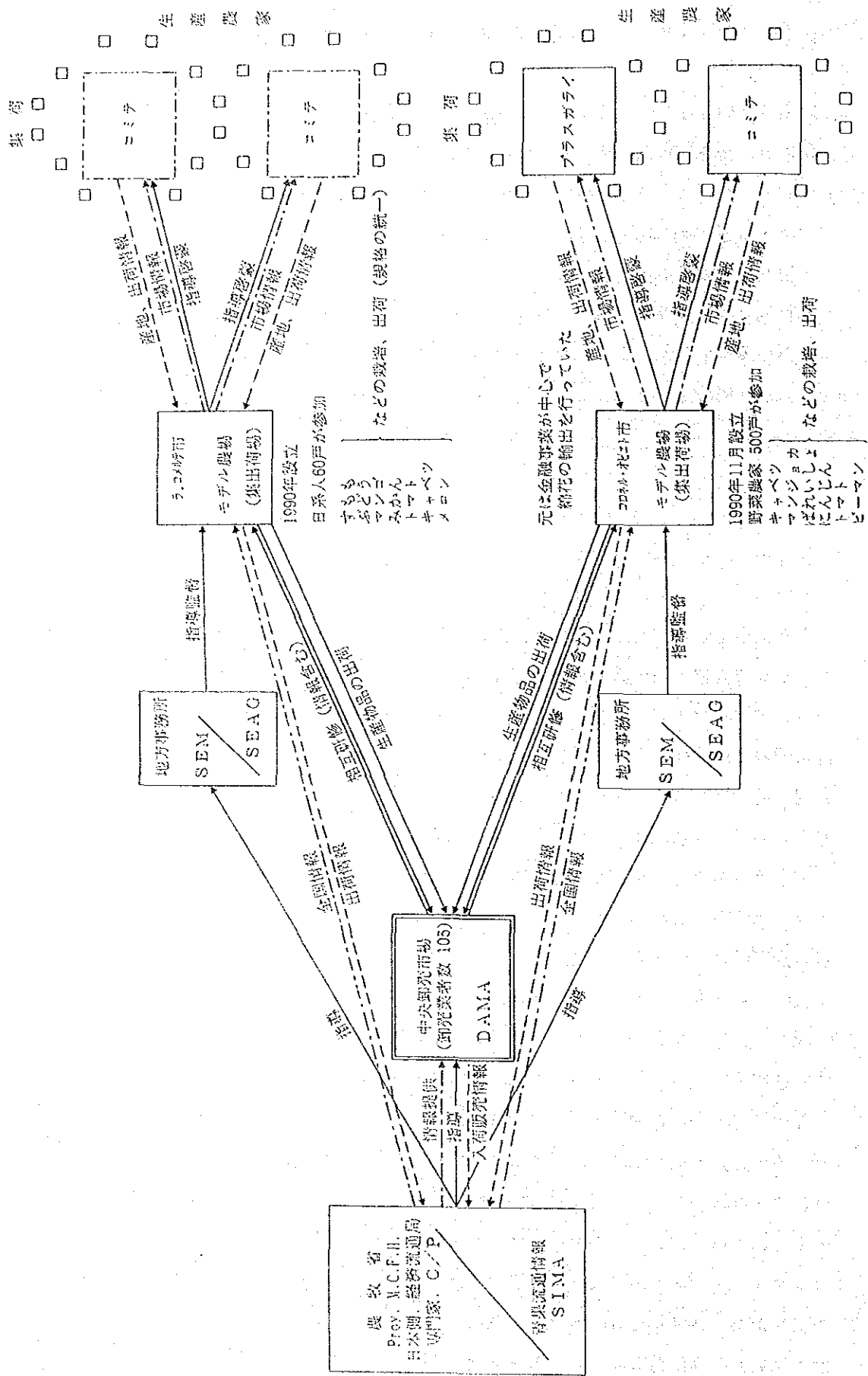
パラグアイで生産される農産物の市場としては、まず国内市場であるが人口が約400万人（うち都市生産者43%）と少なく、市場としては極めて弾力性が少ないこと等から生産量の僅かな増加で大幅な価格低落を招くなど不安定な市場環境となっている。次に近隣国市場（ブラジル、アルゼンチン）については、野菜、果物等の生鮮農産物の輸出先としては有望であるが、近隣国の経済規模が大きく、さらに1995年に実施予定のMERCOSUR（南米共同市場）により、共同市場内は非関税となること等から競争の激化が予想されるとともに、輸送コスト、品質面等においても現状には問題があることから必ずしも楽観が許される状況ではない。

長期保存が可能な輸出農産物（大豆、綿）については、国際的な品質、規格をベースとした国際市場価格により、比較的安定した取引が行われているが、綿が2年連続の干ばつによる減収と国際価格の低落等により、生産者（特に零細農民）に大きな打撃を与えており、パラグアイ政府は補助金の交付を決定した模様である。

総じて野菜、果実については、①品質、生産性の向上、②生産の季節性、③輸送システム、④貯蔵施設等多くの解決すべき生産、流通上の課題がある。

なお、青果物の流通改善については、図2-2のとおり現在日本からの専門家の派遣等により、改善計画に基づく改善が実施されている。日系人で組織しているラ・コルメナ市の農協では、規格を統一し4～5段階の選別を行い、トラックで共同出荷する等流通の改善、合理化が進められている。これがモデルとなって全体への波及効果が生ずることが期待される。他方、コロネル・オビエド市のモデル農協は元は金融と綿花の輸出を主要な業務として発足したものであったが、1990年11月に当該地域農家2,500戸のうち500戸が参加して新たに発足し、野菜の栽培技術、共同出荷等について指導を受けており、今後の成果が期待される。

図 2-2 パラグアイ青果物流通改善計画基本図



(2) 農村における農産物の流通・加工

農民の大半を占める小農及び零細農は、貯蔵施設を有しないので収穫時に売り払い、また組織化がほとんど行われていないので、販売者として市場価格形成への影響力を行使し得ない状況である。販売方法は、野菜、果物、マンジョカ等は馬車で運んで自分で売るが牛、綿、穀物等は、仲買商人への販売が多いため買い叩かれる場合が多いのが実状である。

パラグアイには、農産加工施設として小麦の製粉工場、大豆、油桐、綿実等の製油工場、精米工場、サトウキビのアルコール工場、マテ茶工場、食肉処理施設等が存在しているが、主要なものはアスンシオン市周辺に設置されている製油工場及び製粉工場で、その他はいずれも中小規模である。

流通施設としては、アスンシオン市中央食品卸売市場が1981年9月から業務を開始し、アスンシオン市及びその周辺都市約70万人へ野菜、果物を中心に、鶏卵、その他関連食品雑貨等の供給を行っている。

2-1-3 農業関係行政・研究機関

パラグアイ共和国農業関係行政（農牧省）組織は、図2-3のとおりである。

なお、JICAパラグアイ農業総合試験場は、日系人移住地の営農を主体として試験研究及びその普及が図られてきたが、時代の趨勢とともに地域全体を対象とする方向に進みつつある。1991年には、パラグアイ政府が全国に143箇所設置している農牧省技術普及所の400余名の技術普及員を対象とした大規模な研修会を3回開催したところ好評を博し、パラグアイ側から継続研修の要望が出されている。

(1) 普及組織（技術普及）の現状

パラグアイ政府は、農牧省技術普及所を通じての農牧業普及に力を入れている。1951年に設立された農牧省技術普及所は、当初22の地方事務所を持つに過ぎなかったが、現在全国143箇所に設置され、技術普及員の数は400名を超えている。本部はセントラル県サンロレンソにあり、専門官・職員合わせて60数名が配置されている。地方の技術普及所の活動は、技術面の指導に限定されており、各事務所に駐在する1～3人の技術普及員が20ヘクタール以下の小農を対象として、個々の農家を訪問する方法を中心として行われている。

(2) 農業金融機関の現状

① 国立勸業銀行（BNF）

全金融機関中農業部門に占める比率は最大で中小農協を対象としている。

原資は、政府及び中央銀行の出資金、対外長期借款並びに当座預金、普通定期預金等である。

② 牧畜振興基金（FG）

主として農産部門に対する投資融資を行っている。近年農協を含めて中小農の穀物生産者に対する貸付けを開始した。原資は世界銀行で中央銀行の1機関である。

③ 農業信用公庫（CAH）

農牧省の外郭機関で、銀行融資の対象とならない農民を10～20人単位でグループ化し、地方信用組織（AUCA）を構成させ無担保で貸付けしている。1件当たりの貸付額は小さいが手広く実施されている。

④ 貯蓄信用協同組合センター（CRECICOOP）

不動産担保を有しない5ヘクタールの小農に農産物担保（いわゆる青田貸し）で貸付ける。原資はUSAIDの経済協力資金である。

⑤ 私立商業銀行

貸付期間1～1.5年、利息12%、手数料5%（前払い）、担保：不動産、動産または約束手形

⑥ 農業協同組合融資

農業協同組合が結成されているところでは、組合員への融資が行われている。

貸付原資は主に国立勸業銀行からの団体融資による転貸である。

なお、日系7農協で組織する日系農業共同組合中央会は、日本の無償援助に係る食糧増産援助（2KR）を低利で借り受け組合員への貸付けを行っている。

⑦ その他

個人企業による通称「青田貸し」と呼ばれる当期農産物の先物取引による融資も行われている。

2-2 農地改革の歴史と現状

2-2-1 農地改革の歴史

パラグアイの農村社会の基本的構図となっている《土地所有の両極構造》は、いかなる歴史的過程のなかで形成され、再編されてきたものなのか、農地改革の歴史をふり返えてみておきたい。

表2-1に、農地改革の略年表を示す。同表からうかがわれるように、パラグアイにおける土地所有構造の変革過程は、次の3つの課題の解決が同時並行的にかつ重層的に進められたことに特質がある。つまり、《三層の土地所有変革》とは、第1に、日本の明治初年の「地租改正」に類似する。土地保有者に地券を交付し、私的土地所有権を確立する課題である。第2に、日本の第2次大戦後の「農地改革」に類似する。大土地所有を解体し、自作農民に土地所有権を付与する大土地所有の社会的再分配の課題である。第3に、いわゆる現代の開拓植民政策であって、国有地などの未利用地を分譲・販売し、自作農民を育成する、植民方式による自営農創出の課題である。つまり、歴史段階を異にする近代的私的土地所有権の確立(封建置制の廃止)、土地所有の社会的再分配(アグラリスモ民主化)、植民入植政策(現在開発編)の3つの課題がそれぞれ、未解決の問題をかかえこみながら、複雑にからみあって、《三層の土地所有変革》のプロセスを押し進めてきたのである。

(1) 私的土地所有権の確立と占有問題

1811年に独立したパラグアイでは、スペイン植民地制度のもとで、一部の支配階級と政治権力者が土地を所有する大土地所有型(ラティフンディオ)となった。多くの農民は、借地農であるが、国有地や私有地に不法に住みついている占拠者・占有者の未権利状態のもとにおかれていた。

表2-1 パラグアイにおける農地改革の歴史と植民政策の略年表

年次	農地改革への歴史的事項
1811年	スペインより独立。スペインの征服政策のもとで大土地所有制(ラティフンディオ)の成立。農牧民は、国有地や私有地へ不法に住みつく非合法居住者(占有)
1983年	農牧民へ国有地を譲渡する法律(農民の土地購入を法制化)
1904年	植民法により公布植民地を開設し、植民を奨励する。
1917年	農牧省内に土地植民地局を設置する。
1936年	革命党政権による農地改革(アグラリスモ)の提起。 大土地所有者は、私的所有権を主張して、改革に抵抗する。
1940年	土地改革法の成立。大土地所有権の相続を制限し、土地を分割して、小農等に再分配する。複雑な手続きにより効果が小さい。

年次	農地改革への歴史的事項
1954年	ストロユスネル政権の成立。農地改革を徐々に進める。
1960年	植民地化と都市化に関する法律（法律第 622号）
1960年	大農地比例分割法（法律第 663号）1万ヘクタール以上の大土地所有者に、その10%以上を農地改革の受益者に売却することを義務づける。
1963年	農地改革院を農村福祉院（IBR）に発展的に改組（法律第 852号）国際金融機関から資金援助を受けて、自作農育成のため、国有地、購入私有地を区画割し、入植希望者へ売却する。
1963年	農地法（法律第 854号）有効に利用されていない農地の私有を制限し、農地を所有せず営農意欲のある者に所有させる。大農地は累進課税の対象となり、不動産税法の適用をうける。小農地は広い面積の農業用ロッテに統合する。国民の土地所有に関する権利が確立する。
1967年	憲法、国民の土地所有権の明確化。
1981年	農牧業センサス実施。1956年以降、約10万家族が土地所有の権利を享受する。この間、国有地 600万ヘクタール、所有地 140万ヘクタール（地主93）が接収され再分配される。
1989年	軍事クーデター（3月）により、土地なし農民の私有地森林への不法侵入・占拠が増加する。
1989年	ロドリゲス政権（5月）による民主化政策のもとで、小農振興・定住化・経営安定化政策及び環境保全政策が提起される。
1991年	農牧業センサス実施。小農の土地保有・利用及び就業形態などを詳細に把握（1992年7月公表予定）。

資料 LA REFORMA AGRARIA、国際協力事業団調査報告書、国際農林業協力協会等の資料により筆者が作成。

1883年には、農牧民へ国有地を譲渡する法律が成立し、農民の土地購入の道が開かれた。しかし、表2-2のように、1936年に至っても、土地所有者はわずか4%、借地農5%にすぎず、土地占有者が91%を占めたのである。その後、1956年に至る20年間に、この状態は改善され、土地占有者は49%へ減少、1966年には土地所有者が53%と過半を越すに至っている。1967年の憲法が、国民の土地所有権を明確にすることによって、小農も地券を交付される土地所有者となり、占有者の割合は急速に低下していった。

表2-2 パラグアイの土地所有形態の歴史的变化

年次	土地所有形態の3類型 (%)		
	土地所有者	借地農	占有者
1936	4	5	91
1956	39	12	49
1966	53	10	37
1976	68	11	21
1980	71	12	17
1985	73	11	15
1986	74	12	15
1987	75	11	14
増 1936~56	35	7	△42
減 1956~66	14	△ 2	△12
率 1966~76	15	1	△16
(%) 1976~86	6	1	△ 6

資料：ENCUESTAS AGROPECUARIASによる。

注1. 占有とは国有地または他人の土地に不法に住みついた非合法居住者数の割合をしめす。スペイン征服政策の遺産である。また、これら占有者への地券の交付作業が進み、非合法居住者は1936年以降、急減している。

しかし、パラグアイ農民の土地保有形態を詳細に検証すると、表2-3のように、確定名義をもつ土地所有者は、大農を中心に農場数の35%にすぎず、これらが農場土地の87%を所有している。土地所有者であっても、臨時名義取得者が21%を占めている。また、私有地の借地人(7.6%)、国有地の借地人(3.7%)という小作形態も11%に達する。さらに事態を複雑にしているのが、国有地の占拠者(15.3%)、私有地の占拠者(14.8%)という占有者が依然として30%も存在していることである。これらの中には、同一人が借地人と占拠者とを兼ねている場合も含まれている。

表2-3 パラグアイの土地保有形態別の農場数(1981年農牧業センサス)

農場の土地保有形態	農場数	農場土地面積(万ha)	一農場あたり面積(ha)	構成比 (%)	
				農場数	面積
1. 経営者の所有地(確定名義)	95,647	1,908	199	35.3	87.0
2. " "(臨時名義取得者)	56,523	141	25	20.8	6.4
1~2の小計	(152,170)	(2,049)	-	(56.1)	(93.4)
3. 私有地の賃借り	20,570	32	15	7.6	1.5
4. 国有地の賃借り	10,132	8	8	3.7	0.4
3~4の小計	(30,702)	(40)	-	(11.3)	(1.9)
5. 共同経営地	4,927	3	6	1.8	0.1
6. 国有地の占拠	41,631	55	13	15.3	2.5
7. 私有地の占拠	40,161	39	10	14.8	1.8
6~7の小計	(81,792)	(94)	-	(30.1)	(4.3)
8. その他の保有地	1,666	6	35	0.6	0.3
合計	271,257	2,194	91	100.0	100.0

資料：1981年農牧業センサスによる。

注1. 農場数はダブルカウントされており、実合計は241,652である。

2. 農場土地面積には耕地、放牧地、山林その他の土地を含む。

以上のような、近代的私的土地所有権の確立課題における歴史的遺産（土地保有の重層性）が、1989年の新政権の軍事クーデター以降、土地なし農民による森林等への不法侵入・占拠を生む土台となっているのである。今日の土地占有問題は、歴史的な深い基盤をもつものなのである。

(2) アグラリスモ＝土地所有の社会的再分配

土地所有の再分配をもとめる民主化の課題は、1936年の革命党政権によるアグラリスモ（Agrarismo、農地改革運動、土地均分論）の提起によって開始された。しかし、特権階級である大土地所有者は、私的所有権を主張し、改革に抵抗し、成果を挙げることは困難であった。1940年の土地改革法は、大土地所有権の相続を制限し、土地を分割し、小農等に再分配するものであった。しかし、同法の複雑な手続きによって効果は小さなものとどまった。

1954年成立のストロクスネル政権は、農地改革を徐々に進めた。1960年の大農地比例分割法（法律第662号）は、1万ヘクタール以上の面積を有する大土地所有者に、その所有面積の10%以上を農地改革の受益者に売却することを義務づけた。土地面積は、国有地の売却価格と同様の水準に設定し、農民は長期年賦払いが可能となった。

1963年の農地法（法律第854号）は、有効に利用されていない農地の私有を制限し、営農意識の高い者への土地所有を促進した。とくに第4条で、合理的に開発されていない東部の1万ヘクタール以上、西部の2万ヘクタール以上の不動産は「大農地」とみなされ、税制上、累進課税の対象とし、不動産税法の適用をうけるとした。また第11条では、農業用ロッテ（分配一區画）の下限を定め、市街隣接地2ヘクタール、同地域以外7ヘクタール未満の所有を制限するものであった。こうして、土地所有の上限面積と下限面積とが設定され、その中間に、農業の合理的な開発規模を方向付けたのである。

しかし、こうした農地改革を求める民主化の本流は、1965年に農地改革院が農村福祉院（IBR）へ発展的に改組されることによって、現代開発論にもとづく、「国有地開放・植民入植政策」の大枠のなかに吸収されてしまい、土地所有の社会的再分配の権限はきわめて弱いものとなったのである。

アグラリスモの思想が生き続けているのは、皮肉にも、大土地所有の均分ではなく、小土地所有の相続にともなう土地均分としてであって、それは《小農の土地の細分化》を生み出し、現代的なミニフンデヲを再編する結果となったのである。

(3) 未利用地開放・植民入植政策

それゆえ、パラグアイの農地改革の歴史は、国有地などの未利用地を開放し、自作農民などへの植民を進める入植政策を基軸とするものとなった。

入植政策の起点は、1904年の植民法に求められる。同法は「公布植民地」を開設し、植民を奨励するものであった。また、1917年には農牧省内に土地植民局が設置される。これらをいわば前史とする入植政策は、1963年の農村福祉院（IBR）の設置によって新段階に入る。農村福祉

院（IBR）は、農地改革、植民及び農村福祉等を事業とする大臣官房に設置された政府外郭機関である。その収入は、土地の販売収入（50～80%）、政府の予算（6～15%）等であり、また、FAO等の援助による国際金融機関からの資金援助をも受けている。農村福祉院（IBR）は、自作農等の育成のため、国有地及び接収した私有地に入植地を設定し、それを区画割りし、農業用ロッテとして入植希望者へ分譲・売却することを主目的とした。

表2-4は、パラグアイにおける農地改革の実績（1811～1988年）を示す。それによると、第1に、国有地へ入植土地分配方式による実績は、全期間を通じて、入植地数663、入植資格付与面積968万ヘクタール、農業ロッテ数14.5万、1入植地あたり面積14,600ヘクタール、1ロッテあたり面積66ヘクタールという結果となっている。この入植面積968万ヘクタールは、1931年の全国農場土地2,300万ヘクタールの実に42%に達するものである。農村福祉院（IBR）が設置された1965年以降に限定しても、入植面積957万ヘクタール（同42%）に達している。とくに入植実績の大きな前進のあった時期は、1965～69年期の266万ヘクタール、1981～84年期の274万ヘクタール等であり、1985年以降も前進をみせている。

第2に、農村福祉院（IBR）が接収した私有地へ入植実績をみると、入植地数133、入植資格付与面積137万ヘクタール、1入植地あたり面積10,320ヘクタール、1ロッテあたり面積38ヘクタールという結果となっている。入植面積137万ヘクタールは、全国農場土地面積の6%に相当する。農村福祉院（IBR）が設置された1963年以降に限定すると入植面積78万ヘクタール（同3%）である。

この第2の部分、大土地所有の未利用地を接収し、小農等の分割・販売したものであり、農地改革本来の土地所有の社会的再分配の機能を実現したものである。結果としてみれば、国有地へ入植実績がはるかに大規模なものであった。なお、両方式をあわせた農業ロッテ数は17.5万ロッテ（国有地14.6万ロッテ）（私有地3.6万ロッテ）に達し、1891年の農場総数30.5万の57%に相当するものである。

表2-4には、今回の調査対象地となった3県（セントラル、アルトパラナ、ニェンブク）の農地改革実績をもあわせて表示した。この点をより詳細に検討しておこう。表2-5には、パラグアイの《農地改革の地域性》を、国有地入植（1881～1988年）について示す。

農地改革の実績を、入植面積でみる限り、農業的後進地域で未利用地の多く残存してきた西部（チャコ）地域が、366万ヘクタール国有地入植の38%を占めている。これら地域では、1入植地あたり面積が20～30万ヘクタールに達するほど大規模であり、かつまた、1ロッテあたり面積は、2,000～5,000ヘクタールときわめて大きい県がふくまれている。これらの地域では、国有地入植はストレートに当初から《大農育成》として機能したのである。

表2-4 パラグアイにおける農地改革の実績—農村福祉院 (IBR) による入植土地配分を中心に—

入植区分	年次	パラグアイ全国					セントラル県					アルトパラナ県					ニェンブク県				
		入植地数	入植資格付与面積合計(ha)	区画割り(ロッテ)数	1入植地あたり面積(ha)	1ロッテあたり面積(ha)	入植地数	入植資格付与面積合計(ha)	区画割り(ロッテ)数	1入植地あたり面積(ha)	1ロッテあたり面積(ha)	入植地数	入植資格付与面積合計(ha)	区画割り(ロッテ)数	1入植地あたり面積(ha)	1ロッテあたり面積(ha)	入植地数	入植資格付与面積合計(ha)	区画割り(ロッテ)数	1入植地あたり面積(ha)	1ロッテあたり面積(ha)
国有地への入植土地配分	1887~1953	113	913,560	38,967	8,085	23	1	12,547	1,156	12,547	11	1	22,212	582	22,212	38	9	53,937	1,708	5,993	32
	1954~1962	37	159,053	9,297	4,298	17	1	436	229	436	2	3	56,036	2,421	18,679	23	3	3,184	245	1,061	13
	1963~1964	70	531,120	17,511	7,276	30	5	3,227	321	645	10	1	4,500	500	4,500	9	5	19,121	572	3,824	33
	1965~1969	117	2,660,327	21,368	22,738	125	2	308	150	154	2	3	14,753	1,672	4,917	9	5	6,931	601	1,386	12
	1970~1975	92	618,095	11,819	6,718	52	3	193	80	64	2	11	179,637	1,816	16,330	99	5	3,095	126	619	25
	1975~1979	89	788,484	19,254	8,859	41	1	10	18	10	0.6	3	6,126	298	2,042	21	1	1,300	66	1,300	20
	1980~1984	71	2,759,184	16,623	38,580	165	--	--	--	--	--	12	99,777	5,176	8,315	19	1	670	57	670	12
	1985~1988	74	1,270,287	11,090	17,166	115	2	985	200	492	5	9	14,344	1,365	1,594	11	2	1,500	130	750	12
	合計	663	9,680,110	145,929	121,805	568	15	17,706	2,154	14,348	32.6	43	397,387	13,850	78,589	229	31	89,738	3,505	15,603	159
	平均				14,600	660				1,180	8.2				7,242	29				2,875	26
IBR 接收私有地への入植配分	1917~1953	21	399,334	6,690	19,016	60	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	1954~1962	24	191,821	8,214	7,993	23	--	--	--	--	--	1	36,529	402	36,527	91	1	4,929	285	4,929	18
	1963~1964	9	210,470	4,810	23,386	44	--	--	--	--	--	1	87,763	2,200	87,763	40	--	--	--	--	--
	1965~1969	12	166,585	3,602	13,882	46	--	--	--	--	--	1	25,000	426	25,000	59	--	--	--	--	--
	1970~1974	20	202,159	5,622	10,108	36	--	--	--	--	--	5	45,469	1,341	9,084	34	--	--	--	--	--
	1975~1979	24	162,642	4,794	6,777	34	--	--	--	--	--	5	19,593	672	3,818	29	--	--	--	--	--
	1980~1984	13	30,966	1,337	2,382	23	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	1985~1988	10	8,605	896	861	10	--	--	--	--	--	1	5,000	400	5,001	13	--	--	--	--	--
	合計	133	1,372,582	35,965	84,405	276	--	--	--	--	--	14	219,354	5,441	15,668.14	40.32	1	4,929	285	4,929.00	17.29

資料：パラグアイ農村福祉院 (IBR) の未公表資料による。

注：原資料のCはColonias (入植地の数)、SはSuperficie Total Habilitars (入植資格付与合計面積)、LはLotes (入植地の区画割り、一区画の数) と解釈する。

なお上欄は国有地への入植土地配分 (Colonias Ofiaulas Habilitadas 1881-1988) を、下欄は農村福祉院 (IBR) が、民有地を接收し、その私有地への入植土地配分 (Colonias Privadas Habilitadas 1917-1988) をそれぞれしめす。

表2-5 パラグアイの農地改革の地域性—国有地入植・1881~1988

地域・県 (Departamento)	入植 地数	入植資格付与 面積合計 (ha)	区画割り ロッテ数	1入植地 あたり 面積 (ha)	1ロッテ あたり 面積 (ha)
[東部]					
(1) 北部地域					
サンベドロ	9	19,112	1,486	2,124	13
アマンバイ	1	5,000	225	5,000	22
コンセプション	2	2,796	167	1,398	17
カニンデジュ	4	6,401	454	1,600	14
(2) テラロシア土壌地域					
アルトパラナ	43	397,387	13,850	9,242	29
イタグア	12	38,463	3,433	3,205	11
(3) 中央地域					
コルディジェラ	2	454	110	227	4
カアグアス	19	55,173	3,941	2,904	14
カアサバ	16	19,286	1,909	1,205	10
パラグアリ	16	10,573	2,339	661	5
グアイラ	1	747	70	747	11
(4) 沖積低地地域					
ニェンブク	31	89,738	3,505	2,895	26
ミシオネス	6	2,275	642	379	4
(5) 首都近郊					
セントラル	15	17,706	2,152	1,180	8
[西部]					
チャコ	4	796,011	288	199,003	2,764
ヌエバ・アスンシオン	4	1,289,000	235	322,250	5,485
アルト・パラグアイ	2	49,000	219	24,500	224
ボクウエロン	5	1,530,000	589	306,000	2,598
プレシデエンテ・ハイジェス	1	320	244	820	4

資料：パラグアイ農村福祉院 (IBR) の資料による。

注：国有地への入植土地分配 (Colonias Oficioo Habilitadas) の1881年から1988年の107年の累計を示す。

次に、パラナ河沿いの南米最良のテラロシヤ土壤地域（大豆、小麦生産）では、アルトパラナ県などでの入植実績が大きく、43.5万ヘクタール（同4.5％）に達する。同県の1ロッテあたり面積は29ヘクタールにおよび、いわばこれらの地域の国有地入植は、《中農育成》あるいは《大農への農業階梯》として機能したのである。

これに対して、古くからの入植地で土地の細分化が進んでいる中央地域では、1ロッテあたり面積は5～15ヘクタール、首都近郊地域のセントラル県においても8ヘクタールである。いわば、これら地域の国有地入植は、《小農・零細農育成》として機能したのである。

以上のように、《農地改革の地域性》は、パラグアイ国土の全体における入植植民の進展度合を反映しながら、「大農育成型」「中農育成型」「小農・零細農育成型」へ多様化し、分化しているのである。この中で、北部地域及び沖積低地地域は、中農育成型と小農・零細農育成型との中間に位置している。

農地改革の地域性のなかで、以上のような国有地入植に対して、IBRの接収私有地への入植実績が大きかったのは、①イタプア県（31.5万ha、1ロッテあたり30ha）、②ボクウェロン県（23.8万ha、1ロッテあたり21万ha）、③アルトパラナ県（21.9万ha、1ロッテあたり40ha）、④カアグアス県（21.4万ha、1ロッテあたり20ha）、⑤カニンデジュ県（19.5万ha、1ロッテあたり58ha）、⑥サンベドロ県（8.4万ha、1ロッテあたり45ha）、⑦パラガアツ県（2.2万ha、1ロッテあたり30ha）などである。これら私有地における土地所有の再分配は、西部地域よりはむしろ東部地域で多く、かつ1ロッテあたり面積からみる限り、《中農育成型》、あるいは《大農への農業階梯型》の入植政策であると判断することができよう。

なお、今回の調査で入手した農村福祉院法（法律第852号）、農地法（法律854号）は資料集パラグアイ編に収めた。

2-2-2 1991年農牧業センサスの分析

① パラグアイの農民層の両極分解構造

表2-6は、1981年農牧業センサスによって、パラグアイ農民層の階層構成と各階層への土地所有の分配構造をみた。同表のように、農場数でわずか2.7％を占める大農（アシエンダ、200ha以上）へ、農場土地面積の87.2％が集中している。これら大農の1農場あたり平均面積は3,034ヘクタールに達している。なかでも、わずか2,000余（農場の1.0％）の巨大農場（1,000ha以上）へ農場土地面積の79.5％が集中（1農場あたり7.617ha）していることは特記されよう。

表2-6 パラグアイ農民層の両極分解構成—1981年—

	農場数	構成比 (%)	農場面積 (ha)	構成比 (%)	1農場平均面積 (ha)	主な経営組織
大農 (アシエンダ)	6,262	2.7	19,000,177	87.2	3,034	牧畜 (肉牛放牧)
200ha以上						および大規模・穀
うち巨大農場 (ラティフンディオ)	(2,289)	(1.0)	(17,434,374)	(79.5)	(7,617)	作・豆作
1,000ha以上						
中農	47,027	19.5	1,945,915	9.0	41	機械化
20~200ha						大豆作
うち中農下層 (20~100ha)	(43,015)	(17.8)	(1,407,763)	(6.5)	(33)	(ヨーロッパ・日 系移民)
小農						
~20ha未満	188,363	78.1	1,135,374	5.6	6	綿作
うち家族農場						サトウキビ
5~20ha	(105,987)	(43.9)	(1,016,237)	(4.7)	(10)	(一部近郊野菜作)
うち零細規模						自給作物
~5ha未満 (ミニフンディオ)	(82,376)	(34.2)	(169,137)	(0.9)	2	(トウモロコシ・ マンジョカ・ポ ロト豆・その他 野菜)
その他						
土地なし農民	(14,190)	(5.9)	(5,702)	(0.03)	0.4	森林占拠
1ha未満 (ランドレス)						
計	241,652	100.0	21,940,530	100.0	87	

注：1981年度農牧業センサスによる。

これに対して、小農 (20ha以下) は、農場数の78.1%を占めるにもかかわらず、農場土地面積のわずか5.6%を占めるにすぎず、1農場あたり平均面積も6ヘクタールである。このような、《土地所有の両極分解構造》のレベルは、ラテンアメリカ諸国の中でも際立ったものであり、巨大農場への土地集中度の高さは、ペルーなどの諸国をも凌駕している。その結果、農村中間層である中農 (農場の19.5%、農場土地面積の9.0%) の形成がおこなわれている。

また、小農のなかでも、零細規模 (ミニフンディオ、5ha未満) が34.2%、土地なし農民 (ランドレス、1ha未満) が5.9%を占め、これらの農民階層は、せいぜい商品作物として綿花を生産しつつ、トウモロコシ、マンジョカ、ポロト豆などの自給作物を人力で生産する《農村

の最貧困層》として日常的に食料に欠乏する飢餓水準にある。

農地改革は、土地所有構造をまったく変化させなかったのであろうか。農地改革は、確かに旧型の1万ヘクタールを越えるマンモスの規模をもつ大土地所有制（ラティフンディオ）を解体し再編する方向で作用した。しかし、これらの大地所有は、未利用地などの条件の悪い劣等地を切り捨て小農へ再分配しながら、いくつかのグループへ区分される近代企業的な農業経営体へと自らを再編したのである。

大農の第1のグループは、《大牧場経営》であって、大面積・粗放（全国平均1頭あたり3ha放牧）・低コスト性にもとづく牧草肥育の肉用牛経営として、その規模の経済性を有利に活用し、世界市場の生産力的コスト競争で生き残ってきたのである。これが主流の形態である。大農の第2のグループは、《大規模穀物生産経営》であって、小麦・トウモロコシを基軸としながら、農業機械化を軸に多肥・多農薬と規模の経済に基づく低コスト性によって、経営の存続をはかっている。大農の第3のグループは、《大規模大豆生産経営》であって、ヨーロッパ系、日本人系移民を中心として中農上層から規模拡大を遂げてきたグループを含み、《大型機械化・農薬・肥料増投》の生産力体系のもとで、世界市場への大豆の輸出を可能とする近代的な生産力格差の構造を構築してきたのである。

農地改革の中で農村福祉院（IBR）によって放出された新たな私的土地所有は、地域によっては、ダイレクトに大農育成に機能したのもあったが、小農・零細農育成を当面の目的とした地域でも、小農層の資金経済力不安を背景とし、低地価のもとでそれらの農用地が流動化（小農の転売）し、結果として、大農への土地所有集積を、より近代的かつ複雑な形態で押し進めることに帰結した。

(2) 1980年代の農業構造の再編成

— 両極分解の一層の進展 —

そこで次に、1991年農牧業センサス（速報値）によって、1980年代におけるパラグアイ農業構造の再編成をみておきたい。

表2-7は、農業経営体数の変化を示す。この10カ年間に24.9万～30.6万へ5.7万、22.9%の増加をみせている。東部優等地アルトパラナ県では56%の高い増加率を示すが、首都近郊のセントラル県では低迷、南部低平地のニェンブク県では微増である。

表2-8は、農場土地面積の変化を示す。この10カ年間に2,194万ヘクタールから2,300万ヘクタールへ、106万ヘクタール、4.8%の増加をみせている。農業経営体数の増加率が相対的に高いため、《1農場あたり平均面積》は、88ヘクタールから75ヘクタールとむしろ減少している。東部優等地のアルトパラナ県で29.7%の土地面積増加があるものの、セントラル県では、都市化・宅地化によって24.8%の減少、排水不良によって農地の水没したニェンブク県では16.4%の減少を示している。

表2-9は、農場面積規模数にみた農場数の変化を示す。その結果は、中間層である中農

表2-7 パラグアイにおける農業経営体数の変化—1981～1991年—

	1981年	1991年	1981～91年 増減数	増減率 %
全 国	248,930	305,997	57,067	22.9
セントラル県 (首都近郊)	15,588	15,596	3	0.05
アルトパラナ県 (東部優等地)	13,704	21,385	7,651	56.2
ニェンブク県 (南部低平地)	8,454	8,714	260	3.1

資料：1991年農牧業センサス速報値による。

表2-8 パラグアイにおける農場土地面積の変化—1981～1991年—

	1981年 (1,000ha)	1991年 (1,000ha)	増減面積 (1,000ha)	増減率 (%)	1農場あたり面積	
					1981年	1991年
全 国	21,941	23,002	1,062	4.8	88.1	75.2
セントラル県 (首都近郊)	163	123	▲ 41	▲24.8	10.4	7.9
アルトパラナ県 (東部優等地)	643	834	191	29.7	46.7	38.9
ニェンブク県 (南部低平地)	829	693	▲ 136	▲16.4	98.0	79.6

資料：1991年農牧業センサス速報値による。

表2-9 パラグアイの農場面積規模別にみた農場数の変化—1981～1991年—

階層区分	農場面積規模別	全国農場数	構成比	全国農場数	構成比	農場増減数	増減率	セントラル県	構成比	アルトパラナ県	構成比	ニェンブク県	構成比
		1991年	(%)	1981年	(%)	1981～1991	(%)	(首都近郊)	(%)	(東部優等地)	(%)	(沖積低地)	(%)
大 農 (ラテフンディオ)	1,000ha以上	3,184	1.0	2,289	0.9	895	39.1	12	0.1	105	0.5	115	1.3
	500～1,000ha	1,397	0.5	1,053	0.4	344	32.7	3	0.0	81	0.4	91	1.0
	100～500ha	7,423	2.4	6,932	2.8	491	7.1	51	0.3	696	3.3	563	6.5
	小計	(12,004)	(3.9)	(10,274)	(4.1)	(1,730)	(16.8)	(66)	(0.4)	(882)	(4.2)	(769)	(8.8)
中 農	20～100ha	38,700	12.6	43,015	17.3	▲ 4,315	▲10.0	273	1.8	4,738	22.2	1,842	21.1
小 農	10～20ha	66,064	21.6	56,476	22.7	9,588	17.0	587	3.8	5,969	27.9	1,228	14.1
	5～10ha	66,442	21.7	49,511	19.9	16,931	34.2	1,398	9.01	4,902	22.9	1,160	13.3
零 細 農 (ミニフンディオ)	5ha未満	122,787	40.1	89,654	36.0	33,133	37.0	11,026	70.7	4,546	21.3	3,285	37.7
	小計	(255,293)	(83.4)	(195,641)	(78.6)	(59,652)	(30.5)	(13,011)	(83.5)	(15,417)	(72.1)	(5,673)	(65.1)
	合計	305,997	100.0	248,930	100.0	57,067	22.9	15,596	100.0	21,385	100.0	8,714	100.0

資料：1991年農牧業センサス (速報値), Cantidad de explotaciones según Eaperficie, por departament, DCRA, 1991.

注1：中農下限を20haに、大農下限を100haとする。これは地域によって差がありうる。零細農 (ミニフンディオ 5ha未満) には土地なし農民をふくむ。

注2：典型県として3つの県 (いずれも東部地区) をとりあげたが、これは1991年のデータをしめす。

(20~100ha)が43,015から38,700へ10.0%の減少を示すなかで、大農(100ha以上)は、10,274から12,004へ16.8%の増加をみせ、また、小農・零細農(20ha未満)と、195,641から255,293へ30.5%の増加を遂げている。このように、中間層が減り、上層農と下層農とが増加する、《農民層の両極分解傾向》はより一層スピードを増して進展しているのである。

《大農層の増加》は、既にみたような近代企業的な大規模経営体への再編によっている。とくに、1,000ヘクタール以上層で39.1%増加、500~1,000ヘクタール層で32.7%増加の高い割合になっている。アルトパラナ県では大農下層(100~500ha)の比重が相対的に高い。

《中農層の減少》は、第1に牧野の拡大や、機械化による商品畑作の拡大によって、大農下層へと規模拡大を遂げたことによる。第2に農村福祉院(IBR)により分譲された20~50ヘクタールの農業ロッテが、細分化され活動化することによって小農上層へ転落することによっている。

《小農・零細農の増加》は、第1に、入植により創設された小農が世代交替期に入り、父の土地を分割・均分して相続する、いわゆる「分家」による《土地の細分化》が著しいことによる。第2は、小農の長男を、より土地条件の優れた地域へ移住させる形態で、新設農場が増加することによる。第3は、農村福祉院(IBR)による国有地・私有地へ設定された入植地への入植によって、次・3男層が新設農場を開始することによる。たとえば、都市近郊のセントラル県では、零細農(ミニフンディオ、5ha未満)の比重が70.7%ときわめて高いが、ここでは均分相続による「土地の細分化」が著しいことを示す。

(3) パラグアイの農業構造の地域性

表2-10は、パラグアイ農業構造の地域性が、1980年代にいかに変容したかを示す、西部(チャコ)地域は、1農場あたり平均面積が、1,000~8,000ヘクタール規模に達する典型的な大農優越地域であり、小農地層はプレシデンテ・ハイジュスの24%をのぞきほぼ数パーセントの状態にある。これを対象的な地域が、首都近郊のセントラル県及びその外周部の中央地域であって、1農場あたり平均面積10~20ヘクタールで、小農比率は87%に達する典型的な小農優越地域(大農の土地所有の比重は依然大きい)である。

その他の地域は、両者の中間的な、大農と小農との併存地域である。とくに優等地のアルトパラナ県では、1農場あたり平均面積39ヘクタールで、中農前進地域という特質をもっていた。沖積低地のニェンブク県も、1農場あたり面積も80ヘクタールで、大農の土地所有と小農の土地所有とが同一地域内に複合している地域である。

表 2-10 パラグアイの農業構造の地域性 (1981~1991)

	農場数増減 率(81-91)	農場面積増減 率(81-91)	1農場あたり面積規模		小 農 比 率 (20ha 以下層) 1981	大畜産農場数 (1000頭以上) 1991
			1981	1991		
[東部]	%	%	ha	ha	%	
(1) 北部地域						
サンペドロ	47.2	7.7	58	42	84.4	162
アマンバイ	△20.0	25.8	199	313	58.4	91
コンセプション	20.1	△9.8	127	96	81.5	97
カニンデジュ	53.1	23.8	68	55	72.5	37
(2) テラロンア土地地域						
フルトパラナ	56.0	29.7	47	39	72.1	55
イタブア	34.6	11.2	33	27	78.4	28
(3) 中央地域						
コルディッシュ	7.9	10.4	15	15	90.9	22
カアグアス	21.1	49.0	20	25	87.5	47
カアケバ	32.1	20.2	34	31	82.3	44
パラグアリ	3.0	3.4	23	27	88.7	65
グアイラ	20.3	△3.5	15	12	89.0	10
(4) 沖積低地地域						
ニェンブク	3.1	△16.4	98	80	65.1	35
ミンオネス	8.3	14.4	79	84	79.7	90
(5) 首都近郊						
セントラル	0.1	△24.8	10	8	83.5	5
[西部]						
チャコ	15.0	△55.5	8,795	3,404	0.1	4
ヌエバ・アスンシオン	771.0	265.6	20,243	8,493	0	10
フルト・パラグアイ	△46.0	△22.4	5,208	7,486	0.3	31
ボクウエロン	8.6	31.5	667	959	3.9	47
ブレンデューンテ・ハイジュス	87.8	4.1	2,910	1,614	24.3	319

資料：1991年農牧業センサス速報値による。

(4) 大農の再編形態 (その1) - 有畜化と大牧場経営 -

表 2-11は、牛の飼養頭数規模別の農場数の変化を示す。50頭以上飼養する大規模牧場は 9,674から12,535へ30%の増加を示し、とくに、1,000頭以上飼育の巨大牧場も32%の増加、200~999頭飼育層も51%の増加であり、大牧場経営の進展が著しい。ニェンブク県においてもかなりの大牧場が形成されている。

10頭飼養未満の小規模畜産も、116,071から160,178へ38%の増加であって、小農・零細農が、自給用の耕種生産と結合して、自然草地等により自給用畜産を広く複合化している。小農の有畜率は62.7%、中規模層まで含むと、小農の84%が有畜経営ということになる。

首都アスンシオンから東部のエステ市へ至る国道の両側には大牧場が次々と展開している。道路沿いの平坦地は大牧場が占有し、土地条件の悪い丘陵上に小農の土地利用ゾーンが点々と点在することになる。これらの大牧場は、造成草地、野草地利用、フィードロット等の多様な経営形態をとっているが、1頭あたり平均3ヘクタールという、粗放な放牧密度であり、規模の経済を活かした粗放・低コスト生産が行われている。

肉牛の品種は、亜熱帯から熱帯に分布するインド系のセブー牛の系列 (ネロート、インドブ

表2-11 パラグアイの牛の飼養頭数規模別の農場数の変化—1981～1991年—

区分	頭数規模別 区分	全国農場数 1991年	構成比 (%)	全国農場数 1981年	構成比 (%)	農場増減数 1981～1991	増減率 (%)	セントラル県 91年	アルトパラナ県 91年	ニェンブク県 91年
大規模	1,000頭以上	1,199	0.5	907	0.5	292	32	5	55	35
	200～999頭	3,086	1.4	2,043	1.2	1,043	51	28	104	178
	50～199頭	8,250	3.6	6,724	4.0	1,526	23	156	371	835
	小計	(12,535)	(5.5)	(9,674)	(5.7)	(2,861)	(30)	(189)	(530)	(1,048)
中規模	10～49頭	55,329	24.3	41,801	24.9	13,528	32	1,681	3,554	3,612
	5～9頭	59,372	26.0	43,443	25.9	15,929	39	3,458	3,683	1,486
小規模	1～4頭	108,806	44.2	72,628	43.3	28,178	29	8,794	6,232	1,523
	小計	(160,178)	(70.2)	(116,071)	(69.2)	(44,007)	(38)	(12,252)	(9,915)	(3,009)
	合計	228,042	100.0	167,546	100.0	60,496	36	14,122	13,999	7,673

資料：1991年農牧業センサス（速報値）による。

ラジル、アメリカンブラーコン)が主体であるが、近年は、セブー系とヨーロッパ系の交配種である。サンタヘルトルーディス、ブランガス、及びヨーロッパ系のヘレフォード、シャロレー・アンガス等が増加傾向にある。食肉は「煮沸肉」として海外へ輸出されている(15,550トン、1987年)。

(5) 大農の再編形態(その2) —大豆作機械化大規模経営—

大農の再編形態としては、綿花と並び輸出農産物となった大豆生産において、中農上層から大農を担い手とする《大型機械化・農薬・肥料増投》の生産力体系をもつ企業的経営が成立している。アルトパラナ県は、全国大豆生産量の44%を占める主産地であるが、イグアスの日本人入植地においても、CETAPAR-JICA(農業総合試験場)の指導のもとに大豆生産大規模経営が成長していた。

現在、CETAPARでは、低コスト農法として大豆の不耕起栽培(P.D. Plantio Directo)を進めている。これは、輪作の放棄や化学肥料や農薬への過度依存により、土壌の流亡・エロージョンが進行したため、土壌保全対策として技術化され、1984年から導入されている。

イグアス日系入植地の《F農場》は、20年前にわずか5ヘクタールの入植経営として開拓し、その後国有地170ヘクタールを農村福祉院(IBR)から購入、さらに、200ヘクタールの私的土地所有権を入手し、現在では、経営規模470ヘクタールの大豆大経営を形成した。F農場の土地利用は、大豆470ヘクタール、マカダミアナッツ3.5ヘクタール、陸稲3.0ヘクタールの作付面積をもっている。技術体系は、不耕起栽培を全面採用し、耕起をせず、収穫後の植物残渣により表土被覆を行い土壌保全するもので、大型機械化と防除・除草剤の活用により成果を挙げている。

機械は、トラクター4台、コンバイン3台、トラック4台、防除機(2,000ℓ)2台を所有している。雇用労働力は、すべてパラグアイ人であるが、10年間以上長期雇用している4人の通常雇用者を作業長(マネージャー)として配置し、3人は機械担当のオペレーターとして、1人は常雇・季節雇の労働力の管理者としての役割を分担させている。有効な雇用労働管理に焦点をおいている。

大豆の販売は、農協を通じた販売であり農協が海外へ輸出している。大豆の1ヘクタール当りの収量は3.5トンに達する。1キログラム200ガラニーの生産者価格であり、1ヘクタール当り粗収益70万ガラニー、そのうち経費が30万ガラニーである。農場の総売上げ高は3億2,000万ガラニー(26.9万ドル)に達する、《大豆生産大経営》である。

以上パラグアイにおける土地所有の両極分解構造の現段階を解明し、大農の再編と、小農・零細農の再生産を含む、農村社会構造の基本的構図を明らかにした。このような、いわば農業政策の基本方向から忘れられた存在である小農・零細農の振興をいかに進めていくのか、それが次の課題である。

2-3 農村の概要

2-3-1 セントラル県イタ地区

(1) セントラル県イタ地区の概要

セントラル県イタ地区は首都アスンシオンの南部約20キロメートルに位置している。今回調査を行ったイタ地区農牧省技術普及所の管轄面積は約1万9千ヘクタールで、その中にある16村落(約4万人)が同普及所の対象となっている。

管轄区域は平均的な耕地所有面積は約1ヘクタールとのことであるが、農家所得の内訳は、農業所得約百万ガラニー、農外所得は実際のところ普及員も把握していなかったものの、都市近郊という好条件もあって就労の機会が他の首都から離れた農村部に比べて良好であるため、就労さえしていれば最低賃金24万5千ガラニー(約170ドル)が得られること等からかなりの農家所得が得られていると思われる。

また、この地域における外国援助は、独のGTZが天然資源保護プロジェクトとして3つの村落においてユーカリなどの植林を行っているとのこと(木の苗木は無償、植林技術の技術協力など)。また、アグロ・フォーレストとしてユーカリ等を植林した間に柑橘等の果樹を間植して農家収入の増加を図っている。

これらの小農にとって、財産分与上の理由から年々土地分割が進んでいることや、地域内道路状況が悪くほとんどが舗装されていないため、収穫物の出荷時期に支障をきたしていることなどが問題となっている。

現在、パラグアイ政府ベースの小農に対する融資制度は十分ではなく、地域の農民としては、同政府からのクレジットを受けたとしたならば、先ず品質の良い野菜の種子や肥料の購入、かんがい施設整備及び家畜飼養頭数の増加等を望んでいるとのことであった。また、農地保全上の観点から等高線栽培を行い土壌の流亡を防ぐことを計画しているが資金面で円滑なる対策が採られていないのが現状となっている。因に、近郊地区として農地の値段はヘクタール当り3百万ガラニー、若干奥地の方では百万ガラニーとなっている。

① セントラル県の農業構造

セントラル県における経営体数は、1981年の15,588戸から1991年の15,596戸へと若干増加しているが、全国的な経営体数の増加比率である22.9%と比べるとその伸び率は0.05%とほとんど増加は見られていない。一方、同様に農場面積の増減を見てみると、全国的には1,061.5ヘクタールの増加をみているものの、同県においては逆に40.5ヘクタールの減少となっている。

また、農場面積規模別経営体数の変化を見ると、全国的な傾向としては20~100ヘクタール程度の中農のシェアが減少し、それぞれ小農、大農へと分散している。同県における20ヘクタール以下のいわゆる小農といわれるシェアは総経営体数の83.5%を占めているが、5ヘクタール以下の占めるシェアは全国第2位のミシオネス県の57.6%に比べて70.7%と小農比

率は全国一高い。

このように全国的な農業経営体数が増加しているにもかかわらず同県における動向は緩慢であり、また、農場面積の減少と規模別経営体数に占める5ヘクタール以下のシェアが70%と突出して高いことは、都市近郊ということもあり、かなり市街化の影響を被っていると思われる。

図2-4 経営体数の動向

(単位：戸)

	1981	1991	増減数	増減率
	①	②	②-①	②-①/①
セントラル県	15,588	15,596	8	0.05
(%)	6.3	5.1		
全 国	248,930	305,997	57,067	22.9
(%)	100.0	100.0		

出所：1991年センサス速報値

図2-5 農場面積の動向

(単位：1000ha)

	1981	1991	増減数	増減率	1経営体当たり(ha)	
	①	②	②-①	②-①/①	1981	1991
セントラル県	163.0	122.5	△ 40.5	△ 24.8	10.4	7.9
(%)	0.7	0.5				
全 国	21,940.5	23,002.0	1,061.5	4.8	88.1	75.2
(%)	100.0	100.0				

出所：1991年センサス速報値

図2-6 農場面積規模別経営体数

		経営体数	農場面積	農場面積規模別経営体数			
				戸	1000ha	5ha以下	5~10
全	1991	305,997	23,002.0	122,787	66,442	66,064	38,700
	1981	248,930	21,940.5	89,654	49,511	56,476	43,015
	増減率	22.9	4.8	37.0	34.2	17.0	△ 10.0
セントラル県		15,596	122.5	11,026	1,398	587	273
(%)		100.0		70.7	9.0	3.8	1.8

出所：1991年センサス速報値

注) 5ha以下の経営体数には土地無し農民を含まず。

② 農業施設、インフラ等

アスンシオン近郊地区は標高約150メートルに位置し、この地域における小農は都市近郊農業である利点を生かした「葉物」などの付加価値の高い作物を栽培している。この付加価値の高い作物を栽培するためにはかんがい施設が不可欠であり、現地調査を行った0.5ヘクタールの栽培面積を有するこの地域の典型的な小農は、深さ約8メートルの井戸からモーター式の水中ポンプでかんがい用水を汲み上げ、全揚程約10メートル程度までの畑に対してホースの先にジョウロの口金をつけたシャワーかん水方式によりかん水を行っていた。圃場そのものは、自宅の裏にあるちょっとした丘陵状の岡に、山成り状に造成されており、そこで栽培されている葉物には直射日光を避けるための日除けネットを張っていた。

この付近の農道は舗装なしの状態です。凹凸が激しく出荷時の荷傷み損失が心配される。なお、この栽培面積0.5ヘクタールの小農でも2名の土地無し農民を労働者として雇用していた。

この農家とは別に訪れた、もう1カ所の農家は、地域の17名を代表する組合長とのことであったが、同様に「葉物」、「イチゴ」等の付加価値の高い作物を中心に栽培しており、かんがい用ため池3カ所からモーター式渦巻ポンプによる取水を行っていた。

なお、この農家の耕地も山成り状で利用されており、栽培面積が27ヘクタールと大きいことからかんがい方式は調整池を利用したホースかんがいを行っていた。特に、この農家はパラグアイでは珍しく堆肥や緑肥を導入しており、かつ、2KR援助による3PSと8PSの2台の耕うん機を利用しているなど、生産に対する工夫が見られた。雇用労働者数は約25名となっている。

かん水量については、1990年4月の「パラグアイ国畑地かんがい計画に関する調査報告書」（農牧省短期派遣専門家報告書）に詳述されているように、これらの地域においては、夏期の散水については、葉菜類が3～5回/日で10mm/日程度、果菜類は1～3回/日で5～10mm/日程度のかん水を行い、その他の季節は必要に応じて1～3回/日程度のかん水を行っているとのことであった。

(2) 小農の現状

首都圏農村は、かつての純農村、つまり小農の生活、自給生産就業行動・家屋土地の相続・土地所有が農業内的に完結していた形態から、近郊農村として、商品生産・就業形態・土地相続・土地所有が、都市の就業機会との関連の中で再生産される形態へと転換していった。農村社会の基調が都市化・通勤兼業化によって、大きく変質したのである。

表2-12は、小農形態の地域差を示す。地方農村では小農のうち零細規模（5ha未満）が20～30%であるのに対し、首都圏近郊のセントラル県では70%を越えている。零細なミニフンディオが大量に形成されているのである。

図2-7は、農村部から首都圏への人口流入の形態と、そこで形成された兼業型ミニフンディオ（半工半農）の構造をしめす。人口流入の第1のパイプは、地方農村における小農の次

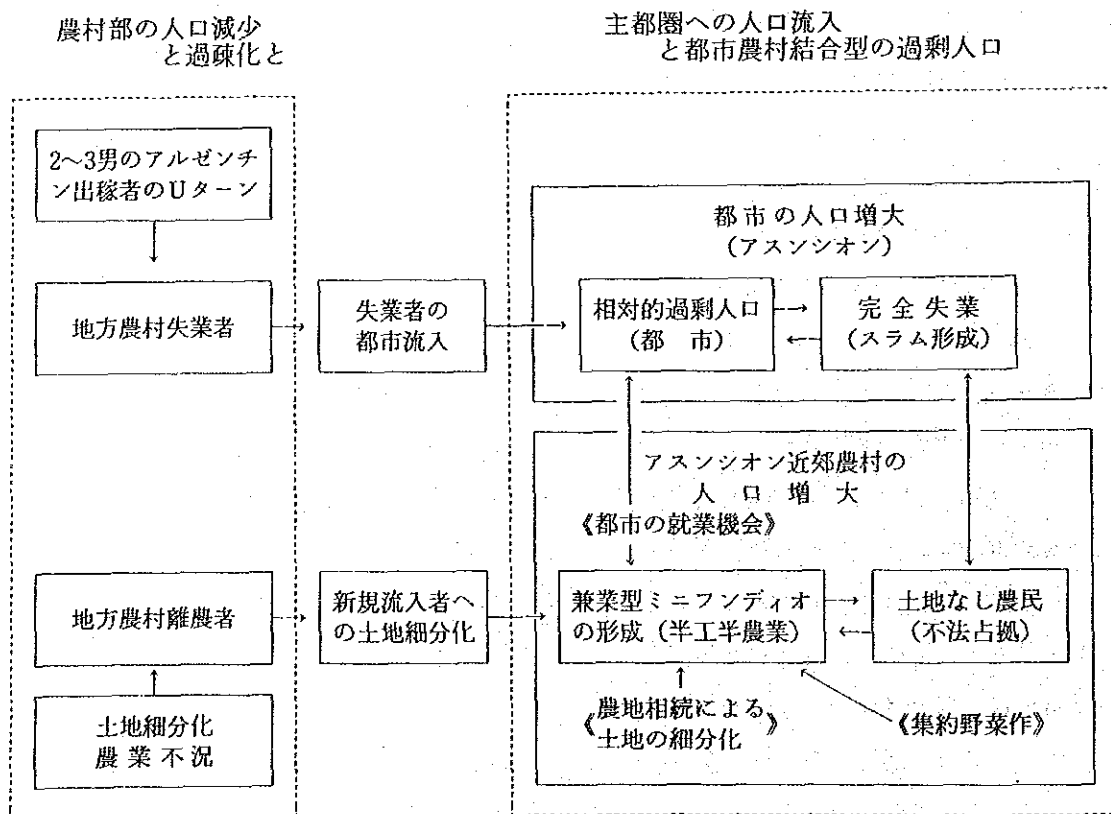
・3男層がアルゼンチン等へ出稼ぎへ出ていたところ、経済不況のもとでUターンし、地方農村の失業者が首都圏へ流入し、都市の相対的過剰人口を形成し、その一部は完全失業スラム街を形成する。人口流入の第2のパイプは地方農村における農業不況による離農者が、近郊農村へ新規に流入し、入植地において土地細分化した地片を占有ないし所有し、「兼業型ミニフンディオ」の追加供給源となり、土地なし農民として近郊農村に住みつき、スラムの農村化をすすめるものである。この図へのパイプは、都市スラムと農村スラムとの相互流動として、ひとつの循環構造をつくることになる。

表2-12 小農形態の地域差—主都圏農村と地方農村の格差

(1991年農業センサス速報値)

	小農 (20ha以下)	零細規模 (ミニフンディオ) (5ha以下)	家族農場 (5~20ha)
全 国	83.4 %	40.1 %	43.3 %
首都圏 セントラル県	83.5	70.7	12.8
地方農村 ニェンブク県 (低平地)	65.1	37.7	27.4
〃 アルトパラナ県 (優等地)	72.1	21.3	50.8

図2-7 農村部から首都圏への人口流入と兼業型ミニフンディオの形成



これらの人口流動の基礎にあるのは、近郊農村内部における小農・零細農の土地所有の細分化である。都市の就業機会によって生計の半分を維持し、1ヘクタールあたり300万ガラニーへも高騰した土地の資産的価値を求め、また近郊野菜産地の形成が、零細地片からも一定の現金収入をもたらすことから、農地相続において、土地が均分し、細分化してゆくのである。こうして、《都市の就業機会・商品生産による農業所得・土地の細分化》が一体化した結果、大量の「兼業型ミニフンディオ」が形成された。

① 野菜商品生産と中小農民の商品経済化

イタ市ピエドラ集落 (Campania Piedora) は、約500戸の零細農中心の集落であり、1戸平均0.5ヘクタールの経営規模しかない。しかし、土地の集約的利用がおこなわれ、野菜商品生産が定着してきた。ピエドラ集落には、2つの農協 (生産者組合) があり、①野菜の共同出荷と、②生産者の技術水準の向上、に努力している。その1つは、「コミティ・デーラ・ピエドラ (17名) で、トラックを自己所有し、直接アスンシオンの卸売市場へ共同荷積み出荷している。もう1つは、「コミティ・サイト・ドミンゴ」 (13名) で、これは、共同集荷した野菜を、取引力を強めて直接、仲買人へ販売している。

共同販売としている野菜は、①レタス、②ネギ、③パセリ (ペルヒル)、④白菜 (アセルガ)、⑤キャベツ、⑥トマト、⑦ピーマン (ロコテ)、の7種類である。葉物が中心で、全体の半分以上がレタスである。

A. 零細農の事例、ヘナーロ・ロサーノさん

(土地0.5ha)。ロサーノさんは、34歳の世帯主、32歳の妻、子供3人の5人家族である。手焼きレンガを積んだ約100平方メートルの住宅の裏に0.5ヘクタールの野菜畑が広がっている。野菜作付は、レタス、パセリ (ペルヒル)、白菜 (アセルガ) が主体である。人力の耕起による畦立て栽培を行っているが、見事に除草されている。

雇用労働力は、野菜生産のため常雇3人を導入しているが、1日5~6,000ガラニーを支払う。11~12歳位の子供も重要な働き手で、1日3,000ガラニーを稼ぐ。深井戸によって、かん水をおこなっている。

また乳用牛を2頭飼育している。主に自給用の牛乳である。牛の堆厩肥は、野菜畑にとって重要な肥料源であり土づくりの要素をなしている。きわめて零細規模のミニフンディオの商品生産であるが、それなりの合理性をもっている。

B. 中農下層、生産者組合のリーダー、ルベン・M・マゼレヘル農場 (土地27ha)。

マゼレヘル氏は、野菜共同出荷組合 (コミティ・デーラ・ピエドラ) の代表者であり、27ヘクタールの耕地を所有する中農である。土地利用は、葉物野菜のレタス・パセリ・白菜 (アセルガ) を中心に、ポロト豆などを年間12ヘクタール作付する。残りの土地は、ローテーション用の休閑地として残しておき、緑肥作物などを栽培している。なお去年から、試験的にいちご (0.75ha) の栽培を開始した。

機械は、トラクター（8hp、3hp）2台、人力噴霧機8台、動力噴霧機3台、かんがい用モーター3台を所有している。これに対応して、雇用労働力をかなり雇用している。労働費の支払いのみで、4,000万ガラニーに達するというので、1日5,000ガラニーとして、のべ8,000人（年間250組として常雇32人分）に相当する。これらの大量の雇用労働力を集めるのが大変である、という。

共同出荷組合としては、野菜の良い品種を導入し、良い品質のものを生産し、ていねいに包装し、衛生面に留意しているという。コレラの影響で生産量が落ちこんでいる点が問題と指摘している。

マゼレヘル農場の野菜販売金額は、表2-13のように、レタス9.3万ダース、1億6,000万ガラニー、パセリ7.2万ダース、3,240万ガラニー、白菜（アセルガ）4.8万ダース、2,100万ガラニーである。その結果農場粗収益は約2億5,000万ガラニー、経費を控除した農場純所得で1億2,500万ガラニー（約1,200万円）に達している。むしろ、大農の収益水準に近いものである。

表2-13 セントラル県イタ市の野菜販売農場（マゼレヘル農場27ha）の販売実績

	販売量（ダース12個 約 1.5kg）			販売価格（ガラニー）			粗収益 (万ガラニー)
	1日あたり	1個あたり	1年あたり	最低	最高	平均	
レタス(レチューガ)	300	1,800	93,000	400	3,000	1,700	16,000
パセリ(ベルヒル)	1,000	6,000	72,000	100	800	450	3,240
白菜(アセルガ)	600	1,000	48,000	100	800	450	2,100
合計							21,340

資料：ルベン・マゼレヘル氏からの聞き取りによる（1991年度実績）

② 小農の自給生産と生活水準

以上のようなイタ市ピエドラ集落の事例は、野菜生産出荷組合を組織することによって、相対的に小規模であっても高い収益性を挙げている優良事例である。しかし、一般の小農の生産と生活はかなり貧しいものである。

セントラル県の外周部をなす中央地域のカアグアス県の入植地・オビエドの場合では、5ヘクタールの零細農の農業生産は、綿花を2.2ヘクタール作付し、自給用のマンジョカ・トウモロコシを1.1ヘクタール栽培し、残りの自然草地で牛を1～2頭、豚4～5頭、鶏30羽をいずれも自給用に飼育している程度である、とJICA青年海外協力隊員が報告している。小農の食生活は貧しいもので、肉なしスープ、マンジョカ、ポロト豆、玉ねぎ2～3個、ニンジン少々、といった状況で、良くてスープにチーズ（自給生産）が入る程度であるという。したがって、1人1日あたりの摂取カロリー量は、1,500キロカロリーから1,800キロカロリー程度であり、基礎代謝エネルギー量すら割りこむ、「食糧欠乏」の状況にある。

青年海外協力隊隊員は、食生活改善のため野菜の生産を拡大し、小農の家庭菜園を充実させるような活動を行っている。

都市近郊農村と、その外周部での小農の生活状態には、すでにかかなりの格差が生じているのである。

2-3-2 ニュンブク県ピラル南部地区

(1) ニュンブク県ピラル地区の概要

ニュンブク県ピラル南部地区は首都アスンシオンから約340キロメートルに位置し、その面積は約9万ヘクタールとなっている。

当地区は、国際河川であるラプラタ河流域にあるパラグアイ河とパラナ河の2大河川が丁度合流する所に位置し、地域一体は両河川の氾濫による沖積堆積層（主に砂質土壌）を形成している。地区内の標高はおおむね50～70メートルの範囲で、全体的に北東から南西方向に向かって約1/1000勾配で緩やかに傾斜している。また、地域内にはフローラ沼をはじめ、いくつかの湖沼がありそこには低湿地特有の動植物が生息しているとのこと。

同地域内には、小河川であるニュンブク川及びオンド川が各々ピラル市、ウマイタ市付近をいづれも地区内の東方向に流下しているが、これ以外にさしたる排水路は見当たらない。

① ニュンブク県の農業構造

同地域内における関係集落は次表に示すように6郡27村落となっており、ニュンブク県における農家経営体数は、1981年の8,454戸から1991年の8,714戸へと若干増加しているが、農場面積の動向を見ると同様に828.9千～693.3千ヘクタールへと減少し、1経営体当りで見ると98.0～79.6ヘクタールへと大幅に減少している。このことは1983年に発生した大洪水の影響により、地域内が排水不良となり約40%の農地が水没していることや、財産分与による農地の細分化現象が著しく、結果として離農した農家の影響があるものと思われる。

また、いわゆる20ヘクタール以下の小農といわれるシェアは、総経営体数の65.1%を占めているが、5ヘクタール以下の占めるシェアはほぼ全国平均である37.0%と同じ37.7%となっている。これを同地域内における土地所有区分で見ると20ヘクタール以下の小農は、総経営体数の64.4%を占め、5ヘクタール以下の占めるシェアは同様に27%となっている。全体的に見れば5ヘクタール以下と20～100ヘクタールの土地所有が最も多く、土地所有の2極化現象が見られる。

表 2-14 各郡における村落数及び名称

Distrito	村落数	Compania
Isla Umbu	6	Loma Clavel, Valle Pol, Costa Pucu, Isleria, Tacuru Pyta, Camba Cua
Humaita	4	Arroyo Hondo, Paso Cornello, Tuyu Cue, Paso Pucu
Paso de Patria	2	Paso Canoa, Costa Parana
General Diaz	5	Puesto Torres, Loma Rincon, Estero Bellaco, Vbvcui, Campamento Cue
Mayor Martinez	4	Cabrera Cue, Ita Cora, Alarcon, Curuzu Cuatia
Desmochados	6	San Roque, Santa Maria, Potrero Zarza, Costa Poi, Potrero Sanjuan, Capillita
6	27	

表 2-15 経営体数の動向

(単位：戸)

	1981	1991	増減数	増減率
	①	②	②-①	②-①/①
ニェンブク県	8,454	8,714	260	3.1
(%)	3.4	2.8		
全 国	248,930	305,997	57,067	22.9
(%)	100.0	100.0		

出所：1991年センサス速報値

表 2-16 農場面積の動向

(単位：1000ha)

	1981	1991	増減数	増減率	1経営体当たり(ha)	
	①	②	②-①	②-①/①	1981	1991
ニェンブク県	828.9	693.3	△ 135.6	△ 16.4	98.0	79.6
(%)	3.8	3.0				
全 国	21,940.5	23,002.0	1,061.5	4.8	88.1	75.2
(%)	100.0	100.0				

出所：1991年センサス速報値

表2-17 農場面積規模別経営体数

		経営体数 戸	農場面積 1000ha	農場面積規模別経営体数			
				5 ha以下	5～10	10～20	20～100
全 国	1991	305,997	23,002.0	122,787	66,442	66,064	38,700
	1981	248,930	21,940.5	89,654	49,511	56,476	43,015
	増減率	22.9	4.8	37.0	34.2	17.0	△ 10.0
ニュエンプク県 (%)		8,714 100.0	693.3	3,285 37.7	1,160 13.3	1,228 14.1	1,842 21.1

出所：1991年センサス速報値

注) 5 ha以下の経営体数には土地無し農民を含まず。

表2-18 ピラール南部地区における土地所有区分

(単位：戸)

	土地 なし	5 ha 以下	5～ 10	10～ 20	20～ 100	100～ 500	500 以上	計
Isla Umbu	18	244	130	160	161	26	8	747
Humaita	28	233	105	65	91	19	5	546
Paso de Patria	14	102	40	17	31	14	3	221
General Diaz	33	99	122	143	206	28	3	634
Mayor Martinez	12	79	69	80	101	36	6	383
Desmochados	—	34	69	99	163	33	3	401
計	105	791	535	564	753	156	28	2,932
%	3.6	27.0	18.2	19.2	25.7	5.3	1.0	100

出所：1991年農牧業センサス(暫定値)

② 土地基盤整備状況

同区域内のインフラ整備はあまり進んでおらず、地区内唯一の国道4号線にしても舗装がなされておらず、しかも道路幅員も約3メートル程度と同国の主要幹線道路である国道1、2号線と比較すると十分ではない。現況平面図(縮尺1/50000)を見ると、国道4号線の他には主要地方道や人馬用の道路としての「その他」の道路があるものの、いずれも舗装はされておらず冬期(7~9月)における地区内湛水位の上昇に伴い水没したりで使用不能となり、農道網は劣悪な状態となっている。なお、これらの農道は排水側水路や排水暗渠などの排水対策が講じられておらず、冬期などの増水期には逆に道路のために堰上げが起こったりで道路が破損される事態となっている。

表2-19

区 分	延 長 (km)	備 考
国道4号線	90 km	道路密度
主要地方道	80 km	420km/90,000ha = 4.7km/ha
その他の道路	250 km	
計	420 km	

出所：1/50000地形図から推定

排水施設としては、原始河川であるニェンブク川及びオンド川がパラグアイ河に流下している以外にこれといった排水河川はなく、また、パラナ河への排水河川はない。特に、オンド川については湛水被害を解消しようとした地域農民が、1986年に約75万ガラニー(油代)で掘削機械を借り上げオンド川上流に向けて新たに排水路を約1.7キロメートル掘削した経緯がある。このことにより、約400ヘクタール、農民約60人が被益したという。

小型飛行機により同地域を上空から見る事ができたが、当該地区はいたるところパラグアイ河及びパラナ河の2大河川が氾濫した形跡をはっきりと残しており、あちらこちらの地区内の低平地には湛水が見られ、独特の植生を呈していた。全体的な土地利用形態としては、両河川の合流点に近いPaso de Patriaの周辺は土地区画が小さく小農による畑作物が栽培されているところが見られた。一方、地区内でも若干高い場所に位置するところでは、牧畜などに利用されていた。

③ 生活環境施設整備状況

生活用水はほとんど浅井戸(深さ10m程度)に頼っている。現在(2月)は夏期で、この地域では夏期に最も降雨が多いにもかかわらず逆に湛水位が低下する傾向にあるが、Desmochado郡のCosta Poi村及びIsla Umbuにおける井戸を見ても地表面から約2~3メートルのところに水面があり、かなり水位は高い。しかしながら、聞き取りではあるが、約2

カ月程雨が無い場合には井戸が渴れることがあると言っていた。一方、浅井戸があっても湛水被害のために使用できない農家や、浅井戸すらも無い農家は、地区内に湛水している水の表面水を汲んできては生活用水に充てている状況で、保健衛生上極めて好ましくない状況となっている。当然のことながら、湛水によるトイレ等の下水問題（汚水が飲料水に混入する）も発生しており緊急な対応が迫られている。

(2) 小農の現状

1983年の大洪水の影響によって排水不良地が大量に生じており、沖積低地地域のニュンブク県ピラール南部地区における小農の状況はさらに深刻である。過疎化のなかで、村づくりの担い手をどう形成していくかが、この地域の課題となっている。

① ピラール南部地区の土地所有構造

今回の調査対象地は、パラグアイ河とバラナ河との合流点に位置するニュンブク県のピラール市から、南部に広がる6郡の広域地域である。調査は、デスモチャード郡ユスタポイ集落、及びイスラウンブー中心集落の2カ所にて実施された。

表2-20は、農場面積規模別の農場数を示したものである。ニュンブク県は、小農比率が65.1%、中農比率が21.1%、大農比率が8.8%の大農・小農併存地域である。ピラール内部地区（6市町村）は小農比率が68.0%、中農比率25.7%、大農比率6.3%でやや小農の比率が高い。

特にこの地域は排水不良による低生産地・水没地が多く、ニュンブク県はこの10カ年に13.6万ヘクタールの農場土地を減少させている。この大半がピラール内部地区に生じているとするとかなりの実質的な経営規模縮小になる。そこで、ここでは、中農までを含む93.7%を受益者の対象としている。

郡単位ごとに見ると、地区の北部ないし西部のイスラ・ウンブー、ウマイタ、パソ・デ・パトリアはとくに零細農（5ha以下）の比重が33~46%と高くなっている。ここでは「土地なし農民」も2~6%の比重で存在している、ピラール内部地域の中でも零細農優越地域である。これに対して、地区の東南部の、ウベラル・デアツ、マジョル・マルティネス、デスモチャードは、中農層（20~100ha）が26~40%の比重を占め、また小農上層（家族農場、10~20ha）の比重が20~24%を占め、小農・中農優越地域である。

表2-21は、さらに詳細に調査対象地のうちデスモチャード郡について、集落（Compania）別の農民階層構成をしめす。ユスタポイ集落は35戸、うち小農17戸（45%）、中農15戸（43%）、大農3戸（9%）で、零細農（5ha未満）はわずか3戸（3%）にすぎない。

同表で注目されるのは、10の集落のいずれにも居住しない大土地所有者（500ha以上）が2名存在していることである。大牧場主である。我々が訪問したユスタポイ集落へ向かう道沿いに広大な牧場が展開していたが、この牧場の所有者であろう。

ピラール内部地域の土地利用は、基本的にこうした大土地所有者による大牧場が土地の庄

表2-20 ピラール南部地区の土地所有構造—農場面積規模別の農場数 1991年—

	[小 農]				[大 農]				合 計
	(零 細 農)		(家族農場)		(中農)		(ラテフンディオ)		
	土地なし	5 ha以下	5 ~ 10ha	10 ~ 20ha	20 ~ 100ha	100 ~ 500ha	500 ~ 1,000ha	1,000 ha以上	
パラグアイ全国 (1991)		122,787	66,442	66,064	38,700	7,423	1,397	3,184	305,997
構 成 比		40.1	21.7	21.6	12.6	2.4	0.5	1.0	100.0
ニュエンプク県 (")		3,258	1,160	1,228	1,842	563	91	115	8,714
構 成 比		37.7	13.3	14.1	21.1	6.5	1.0	1.3	100.0
ピラール南部地区 (")	105	791	535	504	753	156	20	8	2,932
構 成 比	3.6	27.0	18.2	19.2	25.7	5.3	0.7	0.3	100.0
イストラ・ウンブー	18	244	130	160	161	26	6	2	747
構 成 比	2.4	32.7	17.4	21.4	21.6	3.5	0.8	1.3	100.0
ウヌイタ	28	233	105	65	91	19	2	3	546
構 成 比	5.1	42.7	19.2	11.9	16.7	3.5	1.4	0.5	100.0
パソ・デ・パトリア	14	102	40	17	31	14	3	—	221
構 成 比	6.3	46.2	18.1	7.7	14.0	0.3	1.4	—	100.0
グラル・デアツ	33	97	122	143	206	28	2	1	634
構 成 比	0.5	15.6	19.2	22.6	32.5	4.4	1.3	0.2	100.0
マジョル・マルティネス	12	79	69	80	101	36	5	1	383
構 成 比	3.1	22.6	18.0	20.9	26.4	9.4	1.3	0.3	100.0
デスモチャード	—	34	67	99	163	33	2	1	401
(コストアポイ集落を含む)	—	8.5	17.2	24.7	40.7	8.2	0.5	0.2	100.0

資料：1991年農牧業センサス (速報値) による。

注：ピラール南部地区は、洪水により農地の生産性が低いため、小農の下限面積を全国20haに
対して100haにまで上方修正をする。プロジェクト (計画) の受益者対象に小農 (100ha以下)、94%とする。

倒的部分を占め、その大農の土地利用ゾーンのすきまを埋めるように、小農・中農の集落が10個点在し、その集落の周辺を中心に大牧場の緑辺に小農の土地利用ゾーンが散在しているのである。その様相は、小型飛行機による空からの観察によって景観的に容易に把握することができた。

表2-21 ピラール南部デスモチャード、コスタポイ集落の農機層の構成—1991年センセス—

階層区分	農場面積規模別	デスモチャード郡 (Distrito)										各集落 (Campesina)					イ ス ラ ウ ン ブ ー	
		ソナウル カ	カ リ エ タ	コ ス タ ポ イ	ボ ト ロ サ ン テ ア ン	ボ ト ロ カ ル サ	サ ン タ マ リ ア	サ ン タ マ リ ア	サ ン タ カ タ リ ア	サ ン タ ノ ニ オ	フ ロ ラ カ タ	合 計						
大 農	1,000ha以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	500～1,000ha	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
	100～500ha	13	5	3	2	4	2	1	1	1	2	0	0	0	0	0	33	26
	小 計	13	5	3	2	5	2	1	1	2	2	0	0	0	0	34	34	
中 農 (小農上層)	20～100ha	37	20	15	4	14	28	17	8	15	5	163	161					
小 農 零 細 農	10～20ha	18	13	10	4	4	15	14	5	8	8	99	160					
	5～10ha	3	7	4	1	2	12	31	2	3	4	69	130					
	5ha未満	2	5	3	5	1	4	5	1	2	6	34	244(+18)					
	小 計	23	25	17	10	7	31	50	8	13	18	202	552					
	合 計	73	50	35	16	26	61	68	17	30	23	399	747					

資料：1991年農牧業センサス集落別構成による。

② 小農・零細農における農業生産の実態

これらの小農、零細農における農業生産の実態はどのようなものであろうか。

あるアンケートによると、小農の40%が借地を持つ農民であり、大農から土地を借入し耕作し現物地代を支払っていたり、農村福祉院 (IBR) から借地をしていたり、父親から借地をしている、等の形態もあるという。また保有土地のすべてを耕作しているものでもない。かなりの未利用地・低利用地を休閒地として保有しているのである。

ピラール南部地区で、小農調査を詳細に実施する時間的余裕がなかったため、ここでは同一条件を有する沖積低地地域の隣接するミンオネス県における小農の実態を紹介したい。

表2-22は、ミンオネス県アジョラス・ジャベリッ地区において、農村福祉院 (IBR) により、入植した小農・零細農の1991年における農業生産の実態をしめす。入植時には7人あたり20~25ヘクタールの土地を入手したが、牛耕と人力で土地を開墾するため、作物の作付地は4~6ヘクタールが限界となる。残りは休耕か自然草地となる。

綿花生産が唯一の商品生産であるが、作付規模は平均1~1.5ヘクタール、その現金収入は、300~700USドルである。自給用生産は、マンジシカを1ヘクタール、トウモロコシを1~2ヘクタール、落花生を0.2~0.5ヘクタール、サツマイモ0.3ヘクタール、という程度である。これらの自給用畑作物の一部は販売されて、これも貴重な現金収入源となる。

その他の耕種作物では、自給用の野菜・果樹をはじめスイカ、メロン、タマネギ、レタス、オレンジ、バナナ、サトウキビを若干の小農が生産し、一部を販売している程度である。

牧畜・畜産部門も、ほとんどの小農が自給用 (運搬・耕運を兼ねる) を中心に導入している。肉用牛ないし乳用牛を2~3頭から多くて20頭ぐらいの規模である。なかには自家製チーズを販売する小農もある。豚も自給用で2~3頭を飼育していたりする。鶏はほとんどの小農が30~60羽程度を飼育している。アヒルを飼育している小農も多い。

現金農業収入には格差が大きい、年間USドルに換算して1,000~2,000ドル程度である。土地なし農民は、農業日雇いの賃労働に出て、年間500ドル前後を得ている。

以上のように小農の農業生産は、商品化しているのは綿花生産ぐらいであって、基本的には人力耕による自給を目的とする耕種 (マンジョカ・トウモロコシ等) と畜産 (牛・豚・鶏) の小規模複合経営である。それは、「経営」というよりも、まさに「生業」というのがふさわしい経済的内実である。

③ 小農の生産・生活の要求と女性の役割 (W. I. D.)

2月25日午後、コスタポイ集落で開かれた集会では、そのような小農・零細農の生産と生活の要求が噴出した感がある。また農村開発における女性の役割 (Women in Development) についても認識を深めることができた。

図2-8は、ユスタポイ集落の事例を中心として、小農・零細農の状態と要求をまとめたものである。

表2-22 農村福祉院 (IBR) により入植した小農・零細農の農業生産の実態—ミシオネス県アジョラス・ジャベビリ地区、1991年—

入植地名	入植状況	農家記号	耕 種 作 物 部 門 (作付面積/現金収入)													牧 畜 ・ 畜 産 部 門 (頭羽数/現金収入)							現金 農業収入 (年、ドル)	注 記				
			作付 面積	綿 花	マ ン ジ ョ カ	ト モ ロ コ ン	イ ン ゲ ン 豆	落 花 生	サ ツ マ イ モ	ス イ カ	メ ロ ン	タ マ ネ ギ	レ タ ス	オ レ ン ジ	バ ナ ナ	サ ト ウ キ ビ	肉 用 牛	乳 用 牛	チ ー ズ	馬	羊	豚			鶏	ア ヒ ル		
COEYO=ニ 綿花作付農家	1954~1981年 まで入植。	A	5.2	1 (769)		1.5 S.S	—	0.25 S.S	0.25 S.S	1 (705)		0.12 S.S	—	—	—	—	4 (615)	60		—	—	—	70 S.S	—	2,608	自給用野菜		
	初期入植者は 1人あたり20 ~25haの土地 入手。	B	3.5	1 (762)	1 S.S	0.5 S.S	0.5 (77)	—	—	—	—	0.25 (23)	0.25 (300)	—	—	—	—	3	—	—	—	1 S.S	40 S.S	2 S.S	1,162	" 果樹		
	牛耕と人力で 土地を開墾す る。	C	5.3	0.5 (253)	1 S.S	2 S.S	0.5 S.S	0.5 S.S	—	—	—	—	—	0.25 (23)	0.5 (878)	—	—	—	—	—	—	1 S.S	52 S.S	10 S.S	1,154			
	作物作付面積 は、1~6ha が限界。	D	3.6	1 (300)	0.75 (260)	1.5 (87)	—	0.25 (96)	—	—	—	—	—	—	0.12 S.S	—	—	—	—	—	—	—	—	30 S.S	—	743	" 野菜	
	残りは休耕さ せる(草地)。	E	7.5	—	1 (231)	3.5 (444)	0.5 S.S	0.5 S.S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 S.S	48 S.S	2 S.S	1,098	カボチャ 0.5ha 自給用	
		F	2.0	—	6.5 S.S	1.0 (77)	0.25 S.S	0.25 S.S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12 S.S	4 S.S	77	日雇い賃労働 週2日 400ドル	
		G	4.0	—	1 S.S	1 S.S	1 S.S	0.5 S.S	—	—	—	—	—	—	0.5 (29)	S.S	—	—	—	—	—	—	—	30 S.S	2 S.S	29	マンダリンも含み 収入は若干多い	
ALEJO GARGA=ニ 土地名義所有農家	1953年まで入 植。多くの土 地、農民が入 りこんで住居 をたてている。 農家の日雇い の仕事をして 収入を得てい る。土地名義 を得ようとし ている。	H	1.75	0.25 (380)	5.25 (38)	0.5 S.S	0.5 (185)	0.25 S.S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.3	—	—	4	—	4	40	—	718	自給用野菜 豚は3頭販売	
		I	3.75	1.5 (769)	2 S.S	4 S.S	0.25 S.S	1 S.S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	3	8	2 S.S	40	5	709	自給用野菜 果樹
		J	3.0	1.0 (365)	0.75 (154)	3 S.S	0.25 S.S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	140	—	1,678	鶏1ヵ月15羽販売 卵週70個販売
		K	若干	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 S.S	—	0	雇用収入 500ドル 週5日(1日2,500G)
ESTILO BELLA=ニ 土地なし農家		L	0.75	—	6.5 S.S	0.25 (38)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10 (2,308)	2 S.S	—	—	—	—	2 S.S	20 S.S	17 S.S	2,346	雇用収入 480ドル 週2日(1日5,000G)
	1954~1981年 まで入植。	M	4.5	1.0 (408)	1 S.S	1 S.S	1 S.S	0.5 S.S	—	—	—	—	—	—	10本 S.S	—	—	—	—	—	—	—	—	5 S.S	40 S.S	8 S.S	408	自給用野菜
	交通事情が悪 く、湿地のた め離農による 過疎化が進む。	N	6.5	1.5 (673)	1 S.S	1.5 S.S	1 S.S	0.5 S.S	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3 S.S	50 S.S	—	1,634	"
	O	6.39	4 (1,662)	7.5 S.S	1 S.S	0.25 S.S	—	—	—	—	—	—	—	0.5 (43)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 S.S	21 S.S	1 S.S	1,705	自給用果樹 マンダリン等

資料：JICA 青年海外協力隊、「TAYOLAS-YABEBYRU旧入植地農村調査報告書」(1991年12月調査)による。吾郷秀雄派遣専門家の指導による。
注1：() 内に現金農業収入をUSドル表示でしめす。1ドルは1,300ガラニーである。S.SはSelf-Sufficientの略で自給用生産をしめす。

- 1) 排水不良・排水改良のための小管理委員会の組織化・女性による末端水利施設の維持管理
- 2) 耕地の不安定化（耕地の水没・草地の減少）・自給食糧の欠乏・乳牛の体重減少・家庭菜園の減少
- 3) 健康・栄養状態の悪化・婦人委員会による家庭の生活向上・料理（トウモロコン・チーズ）教室・手工芸（クロシェット）教室
- 4) 生活道路の閉鎖・通学の困難化・女性の中等教育就学等の低下・病院への通院の困難化
- 5) 青年層の流出・過疎化・女性による環境維持
- 6) 自然環境の保全・限界的な地域環境を維持する女性の役割

このような状態の中で、排水改良を基軸にすえた小農の生産と生活の改善をすすめる農村開発と村づくりの必要性は緊急度の高いものであると判断される。その中で、女性の果たす役割も大きいものがあり、今後この点の一層掘り下げた調査研究が必要である。

図 2-8 パラグアイ・ピラル南部地区の農村開発と女性の役割 (WID)

— デスモチャード市コスタポイ集落を事例として —

